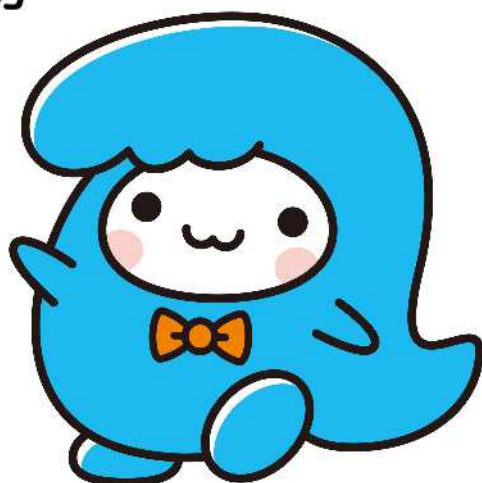


令和 7 年度版 保育園入園のご案内

(令和 7 年 4 月改訂)

あら坊



あらみい



荒川区の認可保育園の利用に当たっては、この冊子を必ずご確認ください、内容をご理解いただいた上で、お申込みください。

認可保育園に入園後、在園中の諸手続きも記載しておりますので、卒園するまで、お手元に保管をお願いします。なお、最新版は区公式 HP からご参照いただけます。

荒川区子ども家庭部保育課入園相談係

【荒川区役所 2 F ⑮ 番窓口】

〒116-8501 荒川区荒川二丁目 2 番 3 号

代表電話 03-3802-3111 (内線 3825~27、3847)

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/> (荒川区公式 HP)

もくじ

1 保育園の種類	1	ページ
(1) 保育園ってどんな種類があるの？		
(2) 認可保育園には、区立・私立・公設民営があるの？		
2 認可保育園利用のための認定（保育の必要性の認定）	2	
(1) 認可保育園は誰でも申し込めるの？		
(2) 保育を必要とする事由にはどんな種類があるの？		
(3) 保育の必要性の認定を受けるにはどうすればいいの？		
(4) 保育の必要性における認定事由別の必要量区分と認定期間		
(5) 保育の必要量区分別の各保育時間		
3 認可保育園への入園申込み	4	
(1) 申込みから入園までの流れ		
(2) 保育園にはいつでも入れるの？		
(3) いつ申込みばいいの？		
(4) 申込み・結果回答・申込書類有効期限スケジュール		
(5) 郵送での申込みについて		
(6) 電子申請での申込みについて		
(7) 4月入園希望の申込み（1次と2次の違い）について		
(8) 4月と年度途中、どちらが入園しやすいの？		
(9) 不承諾通知がほしい		
(10) 不承諾になった後、どうすればいいの？		
(11) 申込み後に保育の必要がなくなりました。どうすればいいの？		
(12) 入園内定が出た後に取下げはできるの？		
4 申込み時の注意事項	8	
(1) 申込み後に状況が変わった方		
(2) 育児休業を取得している方		
(3) 出産・育児に伴い休業している方、育児休業を取得できず休職中の方		
(4) 保育年齢に制限（2歳児クラスまで）のある保育園について		
(5) 就労の要件で申込みの方		
(6) 就労内定または求職要件で申込みの方		
(7) 新たな子の出産予定がある、または、出産直後で、上の子のみの申込みを希望する場合		
(8) 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできるの？		
(9) 障がいや疾病等、気になることのあるお子さんについて		
(10) 「居宅訪問型保育事業」について		
(11) アレルギー疾患のあるお子さんについて		
(12) 転園の申込みについて		
(13) きょうだいでの申込みをする方		
(14) 保育コンシェルジュ（保育専門の相談員）への相談		
(15) 小規模保育事業、家庭的保育事業の連携施設の設定		
(16) その他		
5 希望園の選び方	13	
(1) 希望園はどのように選べばいいの？		
(2) 申込みできない園はあるの？		
(3) 現在の空き枠を知りたい		
(4) 空き枠が0でも申込みはできるの？		
(5) 空き枠が多い園を第一希望に書いた方が有利になる？		
(6) 保育園の競争率が知りたい		
(7) 申込みのあとに希望園を変更することはできるの？		

6 荒川区保育園マップ	14	ページ
7 認可保育園一覧	16	
8 入園申込みに必要な書類	20	
(1) 全ての方に提出が必要な書類		
(2) 窓口で申込みをしない方は提出が必要な書類		
(3) 保育が必要な状況を証明する書類		
(4) 該当する方は提出が必要な書類		
(5) 該当する方は提出が必要な書類（保育料の決定に必要な書類）		
(6) 添付書類（参考）		
9 荒川区保育利用調整基準	23	
(1) 申込み者が多い時、内定者はどのように決まるの？		
(2) 世帯指数ってなに？		
(3) 世帯指数の算定方法		
(4) 世帯指数が同じだったときはどのように判断するの？		
(5) 基準指数【表1】		
(6) 調整指数		
(7) 同一指数となった場合の優先順位【表2】		
(8) 【表2】の優先順位が並んだ場合、下記の順に決定します【表3】		
10 保育園に入園した後は	27	
(1) 保育園に在園できる期間（保育の実施期間）		
(2) 次の場合は退園となります		
(3) 入園後に妊娠がわかった場合のお子さんの在園期間について		
(4) 入園後に転職する場合		
(5) 入園後に家庭の状況が変わったら		
11 保育時間	29	
(1) 標準時間認定の世帯		
(2) 短時間認定の世帯		
(3) 延長スポット保育		
(4) 土曜日保育		
12 保育料	31	
(1) 保育料の決定方法		
(2) 保育料算定基礎となる区市町村民税対象年度		
(3) 多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯への保育料軽減制度について		
(4) 保育料算定手順		
(5) 保育料の納付		
(6) 保育料の減額について		
(7) 3～5歳児クラスの給食費について		
(8) 保育料の停止について		
(9) 保育料及び延長保育料【保育標準時間】（月額）		
(10) 保育料【保育短時間】（月額）		
13 東京都認証保育所	38	
14 家庭福祉員（保育ママ）	42	
15 病児・病後児保育事業	43	
16 荒川区の保育サービス	44	
(1) 預かり教育（保育）について		
(2) 荒川区ファミリー・サポート・センター		
(3) 地域子育て交流サロン		
(4) 認可保育園の在宅育児支援		
17 月齢早見表	45	

1 8 荒川区外から荒川区の認可保育園への入園申込みについて

4 6

ページ

- (1) 荒川区へ転入予定がある方の申込み
- (2) 荒川区へ転入予定がない方の申込み
- (3) 注意事項
- (4) 申込み児童の健康状況に気になることがある/現在特別支援の対応をしている場合

1 9 荒川区から荒川区外の認可保育園への入園申込みについて

4 9

- (1) 荒川区外へ転出予定がある方の申込み
- (2) 荒川区外へ転出予定がない方の申込み

1 保育園の種類

(1) 保育園ってどんな種類があるの？

① 保育施設を大きく分けると、**認可保育施設**と**それ以外の保育施設**があります。

職員数や施設の広さなど、国が定めた基準を満たし、認可を受けた施設が**認可保育園**です。

この冊子でご案内しているのは、認可保育園についてです。

② 認可保育園以外にも次のような保育施設があります。

東京都独自の設置基準を満たし、都が認証した認証保育所（P.38～41）と、それ以外の認可外保育施設があります。どちらの施設も、施設に直接入園申込が必要です。申込方法や保育料も、施設によって異なります。荒川区外の施設への申込みも可能です。

詳しくは、各施設に直接問い合わせてください。

※この他に、荒川区では「家庭福祉員（保育ママ）」による保育も実施しています。（P.42）

施設区分		クラス年齢	申込先	開園時間	保育料
認可保育施設 ※国の設置基準を満たした保育施設	・ 認可保育園 ・ 区立こども園（保育部門） ・ 認定こども園（保育部門）	0～5 歳児 施設により異なる	区	7:15～18:15 または 7:00～18:00 7:30～18:30 施設により異なる ※別途延長保育実施	世帯の区市町村 民税所得割額による。（3 歳児 クラス以上、第 2 子以降、住民 税非課税世帯等 は無償） P.36～37 参照
	・ 小規模保育事業 ※定員 6～19 名の小規模な環境 で保育を行う	・ 0～2 歳児 ・ 1～2 歳児			
	・ 家庭的保育事業 ※定員 1～5 名で家庭的な雰囲気 の中保育を行う				
			P.16～19 参照		
認可以外の施設	家庭福祉員（保育ママ） P.42 参照	0～2 歳児	区	8:30～16:30 または 9:00～17:00	P.42 参照
	東京都認証保育所 ※東京都独自の設置基準を満たし、都が認証した保育施設 P.38～41 参照	施設により異なる	各施設	施設により異なる	施設により異なる
	その他の認可外保育施設				

クラス年齢とは 保育園は、4月1日現在のお子さんの年齢により、その年度のクラスが決まります。
例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するわけではなく、1歳になった次の4月から1歳児クラスになります。P.45 参照

(2) 認可保育園には、区立・私立・公設民営があるの？

設置者、運営者が異なりますが、全ての認可保育園が、国が定めた基準に基づいて運営を行っているで、基本的な保育内容に違いはありません。

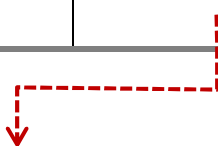
区立	荒川区が設置	荒川区が運営
公設民営	荒川区が設置	社会福祉法人、株式会社等が運営
私立	社会福祉法人、株式会社等が設置	

2 認可保育園利用のための認定（保育の必要性の認定）

（１）認可保育園は誰でも申込めるの？

認可保育園を利用するためには、保育の必要性の認定（２号～３号）を受ける必要があります。認定要件が「保育を必要とする」に該当しない方は、申込めません。集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由は該当しません。

認定区分	保育の必要性	年齢	利用施設
1号	保育を必要としない	満3歳以上	幼稚園、区立こども園・認定こども園（幼稚園部門）
2号	保育を必要とする	満3歳以上	認可保育園（保育園、区立こども園・認定こども園（保育園部門）、小規模保育、家庭的保育など）
3号		満3歳未満	



（２）保育を必要とする事由にはどんな種類があるの？

保育の必要性の認定事由（申込み資格）

1	保護者が就労している（就労日数は月12日、時間は1日4時間以上であること。育児休業中の方は、入園後1か月以内に職場復帰をしない場合は認定されません）
2	保護者が病気や障がいのため、保育が不可能である
3	保護者が病人や心身に障がいのある人の介護、看護をしている
4	保護者の出産期間（出産予定月とその前後2か月）
5	保護者が現在、仕事を探している【求職活動】
6	保護者の就学、技能習得（原則月12日以上、1日4時間以上の通学を要すること。通信教育・趣味の講座・カルチャー講座は含みません）
7	保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている
8	その他、保護者が明らかに保育をできない事情がある

（３）保育の必要性の認定を受けるにはどうすればいいの？

入所申込書と一緒に「教育・保育給付認定申請書」を保育課入園相談係へ提出してください。

（４）保育の必要性における認定事由別の必要量区分と認定期間

必要量区分は、一日のうち、保育園を利用できる時間です。認定期間は、保育園を利用できる期間です。認定期間が切れた場合、その月の月末で退園となります。

認定事由別保育の必要量区分と認定期間

認定事由	必要量区分	認定期間
就労（月 12 日以上 1 日 4 時間以上の就労）	標準時間または短時間認定	左記の事由により保育を必要とする期間
介護、看護		
就学		
求職活動	短時間認定	3 か月 原則求職事由での延長不可
疾病、障害		左記の事由により保育を必要とする期間
就労（育児休業中の場合）※		
※育児休業については、すでに保育園に在園している場合のみ対象です。育児休業を事由として新規の認定申請をすることはできません。		
妊娠、出産	標準時間認定	出産予定月を挟んで前後 2 か月（計 5 か月）延長不可
災害復旧		左記の事由により保育を必要とする期間
その他		

（５）保育の必要量区分別の保育時間

必要区分	保育時間
標準時間認定	7 時 1 5 分～1 8 時 1 5 分 （園によって開始・終了時刻が異なります。また、1 歳未満のお子さんの預かり時間に制限があります。P.16～19、P.29 参照）
短時間認定	9 時～1 7 時

実際の保育時間は、認定事由の実態に合わせ、保育園と相談して決めていただきます。

3 認可保育園への入園申込み



(1) 申込みから入園までの流れ

必要書類一式（P.20～22 参照）を、提出してください。

以下4つの方法で申込みができます。

※ただし、障がいや病気等、気になることのあるお子さんの入園を希望されている場合は、お子さんを同伴の上、保育課入園相談係窓口にてお申込みください。（P.10(9)参照）

■書類の提出について

①申込方法

（ア）入園相談係窓口	（イ）郵送	（ウ）専用 BOX	（エ）電子申請
荒川区役所本庁舎 2 階 子ども家庭部保育課入 園相談係(15番窓口)へご 持参ください。	荒川区役所子ども家庭 部保育課入園相談係ま で送付してください。 （申込締切日までに必 着）	（4 月 1 次入園のみ） 保育課入園相談係窓口 前にいる誘導員に書類 を渡してください。	マイナポータルの 「ぴったりサービス」 を用いて、電子申請し てください。



②荒川区保育課入園相談係へ書類が到達したら

（ア）入園相談係窓口	（イ）郵送（ウ）専用 BOX	（エ）電子申請
入園相談係の職員が直 接受付・書類確認を行 います。	申請書類チェックリストを順次返送します（到着後 1 週間程度）。 記入に不備がある場合、追加書類が必要な場合など は、チェックリストにて案内しますので、再度期限 内に提出してください。申込書の記入内容・認定事 由などの確認のため、就労先等に電話調査を行うこ とがあります。	申請完了メール受領 後、記入に不備がある 場合や、追加書類が必 要な場合などは、お住 まいの地区の担当より お電話にてご案内しま すので、再度期限内に 提出してください。申 込書の記入内容・認定 事由などの確認のため 就労先等に電話調査を 行うことがあります。

※以下（ア）～（エ）同じ流れになります。



③教育・保育給付認定証の交付

- ・保育を必要とする事由に該当する場合、区から認定証を交付します。
- ・認定証は、保育園の利用の可否を決定するものではありません。



④利用調整

・入所希望者が当該保育園の定員を超えた場合は、入園希望月の申込み締切日時点（4月1次は12月10日、4月2次は2月10日となります。）における保育を必要とする状況で利用調整を行います。（P.23参照）



内定の場合



内定しなかった場合

⑤入所内定

- ・4月1次の利用調整結果は、1月24日（金）（発送予定）に郵送でお知らせします。
- ・4月2次、5月～1月入園については、結果回答予定日（P.6）に電話でお知らせします。

内定の場合



⑤入所不承諾

- ・「利用調整結果通知（不承諾）」は入園を希望した最初の月に1度だけ送付します。
- ・申込書の有効期間は入園希望月から6か月間です。この有効期間内に希望する保育園に欠員が生じたときは利用調整の対象になります。
- ・申込有効期間が終了したときの連絡はしません。



⑥面接・健康診断



- ・入園前に、内定した保育園が指定する日時で面接と健康診断を受けていただきます。受けられない場合は 内定取消 となります。
- ・面接と健康診断の結果によっては、入園できない場合があります。

⑦入園決定



- ・「保育所入所承諾兼保育料決定通知書」にて保育の実施期間、保育料などをお知らせします。

⑧入園

- ・入園後、お子さんの集団生活への適応等を目的として、一定期間、短い時間の保育（慣れ保育）があります。

（2）保育園にはいつでも入れるの？

荒川区では、毎月1日入園の入園申請を受け付けています。月途中からの入園はできません。

また、2月、3月の入園申請は受け付けていません。

5月以降の入所は、4月入所利用調整後の欠員に対して利用調整を行います。

（3）いつ申込みばいいの？

入園希望月ごとに申込み期間があります。

入園希望月に合わせて、申込受付期間を確認してください。



(4) 申込み・結果回答・申込書類有効期限スケジュール

入園希望月	申込受付期間（土・日・祝日・年末年始を除く）	結果回答予定日 （13 時以降）	申込書類の有効期間
令和 7 年 4 月	1 次 令和 6 年 10 月 28 日(月) ～ 6 年 11 月 11 日(月)	令和 7 年 1 月 24 日(金)	令和 7 年 9 月入園希望まで
	2 次 令和 6 年 11 月 12 日(火) ～ 7 年 1 月 22 日(水)	〃 2 月 21 日(金)	
〃 5 月	令和 7 年 1 月 23 日(木) ～ 7 年 4 月 10 日(木)	〃 4 月 21 日(月)	〃 10 月入園希望まで
〃 6 月	〃 4 月 11 日(金) ～ 〃 5 月 12 日(月)	〃 5 月 21 日(水)	〃 11 月入園希望まで
〃 7 月	〃 5 月 13 日(火) ～ 〃 6 月 10 日(火)	〃 6 月 23 日(月)	〃 12 月入園希望まで
〃 8 月	〃 6 月 11 日(水) ～ 〃 7 月 10 日(木)	〃 7 月 22 日(火)	令和 8 年 1 月入園希望まで
〃 9 月	〃 7 月 11 日(金) ～ 〃 8 月 12 日(火)	〃 8 月 21 日(木)	
〃 10 月	〃 8 月 13 日(水) ～ 〃 9 月 10 日(水)	〃 9 月 22 日(月)	
〃 11 月	〃 9 月 11 日(木) ～ 〃 10 月 10 日(金)	〃 10 月 21 日(火)	〃 4 月入園希望まで
〃 12 月	〃 10 月 14 日(火) ～ 〃 11 月 10 日(月)	〃 11 月 21 日(金)	〃 5 月入園希望まで
令和 8 年 1 月	〃 11 月 11 日(火) ～ 〃 12 月 10 日(水)	〃 12 月 22 日(月)	〃 6 月入園希望まで
〃 2 月、3 月	申込みは受付けていません		

受付時間：平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（令和 6 年 10 月 30 日（水）、11 月 6 日（水）のみ 19 時 00 分まで窓口を延長します。）

(5) 郵送での申込みについて

申込締切日までに必着。消印有効ではありません。FAX やメールでの提出はできません。

郵便事故の責任は負いかねます。書類の到着等が不安な方は、簡易書留等を利用し、申込締切日までに必着となるよう郵送してください。

不足書類があった場合は保育課からご連絡させていただきますが、期限までに書類が到着しないと利用調整にかけられなくなることがあります。期限に余裕をもって郵送してください。

(6) 電子申請での申込みについて

- ・電子申請可能な手続きは、「保育所入所申込」、「転園申込」、「教育・保育給付認定申請」になります。
- ・荒川区の認可保育園を希望される方に限ります。
- ・申請にはマイナンバーカード（個人番号カード）及びスマートフォン等の機器が必要です。詳細な要件は、ぴったりサービスのホームページを参照してください。
- ・申込受付期間は窓口での申請と同様になります。詳細は(4)「申込み・結果回答・申込書類有効期限スケジュール」をご参照ください。

なお、締め切りの日の区役所閉庁時間（17 時 15 分）までに受付を完了してください。

- ・添付ファイル等の内容が確認できない場合は、お電話での問い合わせや再提出をお願いする場合があります。添付書類の再提出についても電子申請「認可保育園追加書類提出の手続き」を使って区に送付できます。

※新規の入園の申込に際しては、原則として、「保育所入所申込」と「教育・保育給付認定申請」が必要になります。「教育・保育給付認定申請」がお済みでない方は必ず認定の申請をしてから入所申込みをしてください。

- ・下記二次元コードをご利用ください。荒川区 HP における電子申請案内ページにアクセスできます。



認可保育園利用申込の電子申請での受付について
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a037/kosodate/onlineshinsei.html>

(7) 4月入園希望の申込み（1次と2次の違い）について

- ・ 1次利用調整後に生じた空枠が、2次利用調整の空枠となります。求職中以外の方は、なるべく1次の受付期間に申込みをしてください。
- ・ 求職中の方は、申込日に関わらず、原則2次の利用調整の対象となります。ただし、令和6年12月10日（火）までに状況が変わった（就労が内定した等）方は、1次の利用調整対象となる場合もありますので、1次受付期間に申込みをしておいてください。

(8) 4月と年度途中、どちらが入園しやすいの？

入園を希望するエリアやクラス年齢によって変わりますが、入園者が多いのは4月です。年度途中は空き枠がない限り入園はできません。空き枠があっても、空き枠数以上の申込がある場合、利用調整により入園できる方が決まります。

(9) 不承諾通知がほしい

入園申込みをし、利用調整の結果、不承諾となった場合、保育実施希望期間の初月分のみ「利用調整結果通知（不承諾）」を発行します。申込みをしていない方や、申込んでいても、申込書類の有効期間外の場合は、通知を発行することはできません。また、内定取り下げをした場合、及び結果回答予定日以前に区外へ転出した場合も不承諾通知の発行はできません。

また、利用調整を実施していない2月、3月の不承諾通知は発行できません。（なお、不承諾通知には2月、3月の利用調整を実施していない旨の記載があります）

書類の有効期間6か月のうち、初月以外の分の通知や再発行を希望する場合は、入園相談係にご連絡ください。

(10) 不承諾になった後、どうすればいいの？

申込書類は6か月間有効です。有効期間内は、希望園に空き枠が出ると、利用調整の対象になります。申込書類の有効期間中に、申込み内容に変更が生じた場合や区外へ転出する場合は必ず連絡をしてください。

翌月の審査から希望園を変更したい場合は、申込締切日までに「保育所希望園変更申込書」を提出してください。

(11) 申込み後に保育の必要がなくなりました。どうすればいいの？

保育園に入園する必要がなくなった、区外に転居した等の場合は、保育課入園相談係へ電話連絡後、速やかに「取下届」を保育課に提出してください。5月～1月申込は申込締切日の3営業日後まで、4月1次申込は令和6年12月27日（金）まで、4月2次申込は令和7年2月10日（月）までに連絡してください。なお、再度、保育園への入園を希望する場合は、改めて申込み書類を全て提出することが必要です。

(12) 入園内定が出た後に取下げはできるの？

保育課へ電話連絡後、速やかに窓口もしくは電子申請で「取下届」を保育課に提出してください。その園を希望していて入れなかった人など、他の人へ大きな影響があるため、取下げる必要がないように考えて申込んでください。入園内定を取下げた場合、不承諾通知は発行できません。

同じ年度内に再度、保育園への入園を希望する場合は、改めて申込み書類一式を提出する必要があります。利用調整において優先度が下がります。また、4月1次の内定を取下げた場合、4月2次の申込みはできません。

なお、転園が内定した場合の取下げはできません（P.10(12)）。

4 申込み時の注意事項



(1) 申込み後に状況が変わった方

- ・申込み後、家庭の状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。
- ・入園内定または入園後に申込み時と状況が異なっていることが明らかになった場合、内定取消または退園となります。
- ・求職/内定⇒就労の場合を除き、入園してから保育の必要性の要件変更をすることはできません。要件の変更の際は、やむを得ない事情がある場合を除き、一旦退園していただき、再度のお申込みが必要になります。変更の可能性がある場合は、必ず事前にご相談をお願いいたします。

(2) 育児休業を取得している方

- ①入園した場合は、1か月以内（入園した月の翌月初日まで）に必ず職場復帰してください。

入園後1か月以内に育児休業を取得した就労先に復帰できない場合、また申込み時に申告した就労時間・日数と異なる状況で復職した場合は、退園となります。

- ②職場復帰後に「職場復帰証明書」を提出していただきます。

- ③育児休業中の場合は、元の就労先に復職することを前提に指数を算定しています。

復帰せず転職して、それまでと同じ就労条件で働く場合でも、同じ就労指数では算定しません。

就労条件は同等以上であれば、部署の異動、派遣先の変更は問いません。

- ④年齢制限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育をご利用の方で、卒園に伴う申込みについては、取扱いが異なります。P.9「(4)保育年齢に制限（2歳児クラスまで）のある保育園について」の内容をご確認ください。

(3) 出産・育児に伴い休業している方、育児休業を取得できず休職中の方

- ①以下のいずれかに該当し、「職場復帰誓約書」を提出いただいた場合には、出産後1年間は元の就労先に復職することを前提に指数を算定できます。（以下、みなし育児休業）

(ア) 自営業で出産・育児に伴い一時的に休業する場合

(イ) 会社の育児休業を取得できず、一時的に休職している場合

(ウ) 出産・育児に伴い一時的に退職し、保育園入園が決まった後、同じ就労先に再就職することが約束されている場合

(エ) 出産後、就労時間・就労日数を一時的に減らして職場復帰している場合

- ②入園した場合は、1か月以内に必ず職場復帰してください。職場復帰後に「職場復帰証明書」を提出していただきます。

入園後、1か月以内に休業・休職している就労先に復帰できない場合、また申込み時に申告した就労時間・就労日数と異なる状況で復職した場合は、退園となります。

③適用基準日

5～1月入園	申込み締切日時時点で出産から1年が経過していない場合に、この基準が適用されます。
4月入園	4月1次審査基準日（令和6年12月10日（火））で出産から1年が経過していない場合に、この基準が適用されます。

※みなし育児休業としての審査を希望する場合は、必ず申告してください。

(4) 保育年齢に制限（2歳児クラスまで）のある保育園について

- ①保育園により、年齢に制限があります（P.16～19 保育年齢参照）。
- ②2歳児クラスまでの保育園に在園していて、卒園後も他の認可保育園の利用を希望する場合、新規の申込みが必要です。2歳児クラスまでの保育園を卒園する年の4月入園申込みについては、在園している保育園から案内があります。
- ③卒園に伴う他の認可保育園への4月入園申込みについて、利用調整において指数を加点します（P.25 参照）。また、同一指数で並んだ場合は優先度が高くなります（P.26 参照）。
- ④お子さんの卒園時に保護者が育児休業を取得または予定している場合、年齢制限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員をご利用の方で卒園に伴う申込みについては、就労中の方と同等に指数を算定します。この場合、入園後育児休業からの復帰は必須ではありません。ただし、卒園時の申込みで育児休業から1か月以内に復帰する方が優先となります。

(5) 就労の要件で申込みの方

- ①申込み時に提出された就労証明書に基づき、入園後もその職場で就労をするという前提で利用調整を行います。そのため入園後、自己都合で仕事を変えたり、就労日数や就労時間を減らした場合、退園になることがあります。（育児短時間勤務制度を利用する場合はこの限りではありません）
- ②転職を予定している場合、就労内定もしくは求職中として利用調整を行います。ただし、退職日から1か月以内に就労開始する場合は就労中として利用調整を行うことができる場合がありますので、ご相談ください。

(6) 就労内定または求職要件で申込みの方

就労内定で入園した場合は、入園後3か月以内に入所決定指数と同条件で就労を開始してください。内定した就労先で就労開始できない場合、退園となる場合があります。

求職要件で入園した場合は、3か月以内に必ず月12日以上・1日4時間以上の就労を開始してください。就労開始後に「教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を提出していただきます。就労を開始できない場合は退園となります。

(7) 新たな子の出産予定がある、または、出産直後で、上の子のみの申込みを希望する場合

入所希望月からみて出産予定月が前後2か月以内にある場合の申込みは妊娠・出産の要件での申込となります。（例：9月に出産予定がある場合は、7～11月入所希望）

この場合、出産予定月を挟んで前後2か月（最大5か月）の期間保育となり、期間満了後は必ず退園になります。

(8) 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできるの？

4月申込みのみ、出生予定のお子さんの申込みができます。1次の利用調整を希望する方は、必ず、4月1次の受付期間中（P.6(4)）に仮申込みを行い、出生後速やかに本申込みをしてください。5～1月の出生前の入園申込みは受け付けていません。

(9) 障がいや疾病等、気になることのあるお子さんについて

荒川区では、集団生活の中で特別な配慮が必要なお子さんの保育ができるように、特別支援の制度があります。お子さんの健全な成長及び発達を促すことを目的としています。なお、転入予定がない方の区外からの申込みはできません。

①次の状況に該当する場合、入園申込みをする前に保育コンシェルジュ（P.12 (14)）の相談予約を必ずお取りください。ご相談の際は、お子さん同伴のうえお越しください。

(ア)障がいがある（手帳等の所持に関わらず）。

(イ)心身の発達に心配がある。

(ウ)発達について健診で指摘を受けたことがある。

(エ)療育施設などに通所している。

(オ)その他健康上（慢性疾患がある）や発達上の心配がある。

②支援が必要と判断した時は、申込み後に専門機関による診断を受けていただきます。

③延長保育は利用できません。

④各保育園に特別支援児の定員（原則2名まで）があるため、希望している園に空枠があっても、入園できないことがあります。

(10) 「居宅訪問型保育事業」について

障がいや疾病等により個別の医療的ケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんについて、ご自宅で1対1で保育する居宅訪問型保育事業を実施しています。

申込みにあたっては、認可保育園の申込みに加え、医師の診断書、居宅訪問型保育事業利用確認書及び重要事項確認票の提出が必要です。利用を希望する方は、保育課入園相談係にご相談ください。

(11) アレルギー疾患のあるお子さんについて

食物アレルギーなどアレルギー疾患のあるお子さんについては、提出書類「申込児童の健康状況等について」のアレルギーに関する項目に記入の上、お申し込みください。ご不明な点がございましたら保育課入園相談係までご相談ください。

アレルギー食への対応について、園では、生活管理指導票等に基づき、保護者と話し合いながらできる範囲で対応（除去や代替食など）します。しかし、対応が難しい場合は、家から代替品をお持ちいただくことになることもありますので、各園へお問合せください。

(12) 転園の申込みについて

①申込受付期間有効期間等は P.6(4)の「申込受付期間」と同じです。

②転園の申込みは入園内定時点ではできません。入園後に申込みをしてください。

③申込み後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。

④転園が内定した場合の取下げはできません。お子さんが納得しない、転園先で延長保育が受けられない等、いかなる理由があっても元の園には戻れません。（元の保育園には、別のお子さんが内定します。）

⑤保護者が育児休業を取得中または今後取得予定で、保育園の転園を希望する場合、転園後1か月以内の職場復帰が必要となります。この場合、転園後に事情が変わり、引き続き育児休業を取得することになった場合は、退園となり、元の園にも戻れません。転園後も引き続き下のお子さんの育児休業を取得する場合は、保育を必要とする要件に該当しないため、申込みはできません。

ただし、利用調整において両親ともに「求職中」と同等の指数として取り扱う場合に限り、特例的に申込みを認めています。

⑥転園申込に必要な書類

転園申込書	申込みのお子さん 2 人まで 1 枚に記入できます。
保育が必要な状況を証明する書類 (P.20～22 参照)	保護者 1 人につき最低 1 通必要です。
申請書類チェックリスト	保育課窓口で申込む場合は不要です。
返信用封筒	保護者の宛名を書いたもの。 切手は貼らないでください。 保育課窓口で申込む場合は不要です。

(13) きょうだいで申込みをする方

きょうだいで同時に申込みをする際は「申込児童の健康状況等について」裏面「きょうだい同時申込みをする方」の欄できょうだい条件を選択していただきます。(きょうだい 1 人が転園申込みでもう 1 人が新規入園、きょうだい全員転園申込みの場合も選択が必要です。) 下記の補足説明を読み、よく考えて選択してください。

	選択項目	補足説明
①	同時に同じ保育園に入園できる場合のみ希望	きょうだい同じ園に入れる場合以外は、入所を希望しない。
②	同時なら別々の園でもよいが、希望順位を優先するより、希望下位でも同じ園になることを優先	きょうだい同じ園に入れない場合、別々の園でもよいが、どちらかひとりが不承諾になる場合は、2 人とも入所を希望しない。
③	同時なら別々の園でもよいので、希望下位で同じ園になるより、希望順位を優先	希望順位の低いきょうだい同じ園より、別々であっても希望順位が高い園を希望するが、どちらかひとりが不承諾になる場合は、2 人とも入所を希望しない。
④	1 人だけでも入園できる場合、上の子のみを優先	きょうだい同じ園に入れない場合は、上の子のみを入園を希望する。 →同じ園に入れない場合は、上の子のみを利用調整の対象にするので、下の子は不承諾となります。
⑤	1 人だけでも入園できる場合、下の子のみを優先	きょうだい同じ園に入れない場合は、下の子のみを入園を希望する。 →同じ園に入園できない場合は、下の子のみを利用調整の対象にするので、上の子は不承諾となります。
⑥	1 人だけでも入園希望だが、同時に入園できるときは、希望下位でも同じ園を優先	きょうだい同じ園に入れない場合は、別々であっても入園を希望し、どちらかひとりだけの場合でも入園を希望する。
⑦	1 人だけでも入園希望だが、同時に入園できるときは、別々の園でも希望順位を優先	希望順位の低い園できょうだい同じより、別々であっても希望順位が高い園を希望するが、どちらかひとりが不承諾になる場合でも、入所を希望する。

※①～③を選択した場合、きょうだいのひとりが不承諾になると、全員入所できません。

※④～⑦を選択し、1 人だけ入園が決まった場合でも申請時の入所の要件を満たす必要があります。

例えば、第 2 子の育休中で第 1 子と第 2 子同時に申込みをする場合、第 1 子のみ入園内定した場合でも入所後 1 か月以内の職場復帰が必要になります。

（１４）保育コンシェルジュ（保育専門の相談員）への相談

保育コンシェルジュとは、お子さんの保育を希望する保護者の皆様の相談に応じ、保育園の入園などについてアドバイスする専門の相談員です。保育課入園相談係に配置しており、区立保育園で保育士の経験のある者が対応いたします。

各家庭の希望に合わせて、認可保育園入園までの流れ、各保育園の状況や特色、保育料、私立・公設民営・公立各保育園の運営形態、特別支援児保育などについてご案内する他、一時保育などの一時的な保育サービスについてもご紹介いたします。

相談日：平日（月曜から金曜）

相談受付時間：午前９時から午後４時まで

※事前予約していただくと、スムーズにご案内できます。

問合わせ 保育課入園相談係 03-3802-3111(内線 3825~27、3847)

（１５）小規模保育事業、家庭的保育事業の連携施設の設定

令和７年４月から、区内の全認可保育園を小規模保育事業、家庭的保育事業の連携施設として設定します。近隣の保育園等での集団保育体験や代替保育を行う場合があります。

卒園後の受け入れ先については、これまで通り利用調整において指数を加点するとともに、同一指数で並んだ場合の優先順位が高くなります。

（１６）その他

就労しながら介護を行っている場合は、詳細な状況を保育課入園相談係へお伝えください。

5 希望園の選び方

（１）希望園はどのように選べばいいの？

保育年齢、通勤で利用する駅や家から園までの距離や、保育方針などが目安になります。園の規模や地域の特性など様々ですが、どの園も小学校への円滑な接続ができるよう、取り組みをしています。見学を希望する場合は、各園へお問い合わせください。また、保育園によって準備するものや保育料以外にかかる費用がある場合があるので、事前に各園に確認してください。

希望園は最大 20 希望まで入所申込書に書くことができます。

希望園が 1 園のみの場合、利用調整の優先度が下がります。（P.26(8)2 参照）

（２）申込みない園はあるの？

園により保育年齢が異なるため、申込みない園があります。希望する園の保育年齢にお子さんの年齢が該当している必要があります。（P.45 参照）

（例）生後△日～ …入園希望月の 1 日時点で生後△日経過していること。

満□か月～ …入園希望月の 1 日時点で月齢が□か月に到達していること。

1 歳児～ …その年度の 4 月 1 日時点で 1 歳に到達していること。

（３）現在の空き枠を知りたい

毎月 1 日から申込受付期間最終日まで、荒川区ホームページに掲載しています。この期間以外は、空き枠数は未確定のため公開していません。

4 月の募集枠は、前年の 10 月 1 日に公開します。9 月 1 日時点での情報のため退園などで募集枠が変更となることがありますが、募集枠の変更については、公開していません。

（４）空き枠が 0 でも申込みはできるの？

空き枠が 0 でも、利用調整中に転園が決まり、空き枠が出ることがあるので、希望園に書くことができます。

（５）空き枠が多い園を第一希望に書いた方が有利になる？

利用調整において、希望順位は関係ありません。利用調整の結果、複数園に内定可能だった場合、その中で最も希望順位の高い 1 園に内定を出します。

（６）保育園の競争率が知りたい

荒川区では保育園ごとの倍率等は算出していません。過去の内定者の最低指数はホームページに掲載しています（「入園利用調整結果」）。最低指数は、その年の申込み状況によって変化します。ただし今後の利用調整において、最低指数より高い方の入園を保証しているわけではありませんのでご了承ください。

（７）申込みのあとに希望園を変更することはできるの？

「保育所希望園変更申込書」を出すことで変更ができます。提出期限は、入園希望月の申込受付期間（P.6(4)）と同じです。（4 月 1 次は 12 月 10 日、4 月 2 次は 2 月 10 日が提出期限となります。）

6 荒川区保育園マップ





7 認可保育園一覧

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育
 ◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育
南 千 住	1 ▲ 第 二 南 千 住	南千住2-21-6	3801-7700	137	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	2 ☆ 南千住駅前保育所 おひさま	南千住4-3-2	5615-3088	48	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	12	○
	3 ☆ コンビプラザ 南 千 住	南千住4-9-1 リバーハーブタワー 南千住1号棟1F	5850-1131	30	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
	4 ★ 南 千 住 さ く ら	南千住4-9-4	5604-3521	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○
	5 ☆ う い ず 南 千 住 駅 前	南千住5-23-14	6806-7812	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	15	○
	6 ☆ 太 陽 の 子 わ か ば	南千住5-44-16	5615-0277	20	生後57日 ～2歳児	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	10	○
	7 ★ 南 千 住	南千住6-35-3	3807-6620	159	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○
	8 ◆ 家 庭 的 保 育 室 スノードロップ	南千住6-50-3	6806-8894	5	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	5	○
	9 ★ 南 千 住 七 丁 目	南千住7-20-13	5615-0531	151	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	10 ☆ ぼけっとランド 南 千 住 瑞 光	南千住7-30-1	5615-1257	121	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	35	○
	11 ★ 汐 ち の 入 と ち の ぎ	南千住8-3-3	5604-0510	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	12 ☆ に じ の 樹	南千住8-5-2	5604-5712	160	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	13 ★ は な み す き	南千住8-5-5	3803-2583	105	生後57日～	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	25	○
	14 ◎ 汐 ち の 入 こ ど も 園	南千住8-9-3	3801-7285	130	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	35	○
	15 ☆ に じ の 森	南千住8-13-1	6806-7900	162	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
荒 川	16 ◆ お は な 保 育 室	荒川1-37-4	3803-2666	5	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	5	×
	17 ☆ キ ョッ あ お ぞ	荒川2-1-5 2F	6806-6563	75	生後57日～	7:15～18:15 満4か月～	18:15～19:15	15	○
	18 ☆ 仁 風	荒川2-41-1	3891-1634	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	19 ☆ ドン・ボスコ	荒川3-11-1	3801-2334	159	6か月～ ※4月1日の時点で6 か月を迎えている場 合に限る	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	36	○
	20 ▲ 三 河 島	荒川3-54-1	3807-6781	120	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	21 ☆ タムスわんぱく 保 育 園 荒 川	荒川5-31-7 3～4F	5901-9861	67	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	20	○

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育
 ◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育
荒川	22 ▲ 荒 川	荒川5-50-15	3895-6922	96	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	※ 区立荒川保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。								
	23 ○ 黒 川 幼 稚 舎	荒川7-7-10	3891-1337	57	3歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	19	○
	24 ○ // 分 園	荒川7-7-8		30	1歳児 ～2歳児				
	25 ☆ ま な び の 森 保 育 園 町 屋	荒川7-41-8	3895-8750	60	生後57日～	7:15～18:15 満6か月～	18:15～19:15	15	○
町屋	26 ▲ 荒 川 さ つ き	荒川8-25-4	3891-4261	110	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	27 ☆ 町 屋	町屋1-35-9	6807-9221	150	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	35	○
	28 ☆ グローバルキッズ 町 屋	町屋2-2-15	6807-6307	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
	29 ☆ う い ず 町 屋	町屋2-10-3	6458-2063	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	15	○
	30 ○ ワ タ ナ ベ 学 園	町屋2-15-5	3892-2602	72	2歳児～	7:30～18:30 満1歳～ 但10か月から応相談	18:30～19:30	15	○
	31 ○ // 分 園	町屋2-17-2 1F		22	3か月～ 1歳児				
	32 ☆ 上 智 厚 生 館	町屋4-9-10	3892-4512	160	2歳児～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○
	33 ☆ // 分 園	町屋4-14-7		50	生後57日 ～1歳児				
	34 ▲ 原	町屋5-11-16	3895-8781	105	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
東尾久	35 ☆ 尾 久 隣 保 館	町屋6-28-11	3892-0357	190	生後57日～	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	30	○
	36 ☆ AIAI NURSERY 新 三 河 島	東尾久1-1-4 3F・4F	6240-8010	75	3か月～	7:15～18:15 満3か月～	18:15～19:15	20	○
	37 ▲ 東 尾 久	東尾久2-28-3	3895-0144	89	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	25	○
	※ 区立東尾久保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。								
	38 ☆ ビ ノ キ オ 幼 児 舎 東 尾 久	東尾久3-27-7 2F	5901-9146	50	生後57日～	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	5	○
	39 ◇ MIRATZ東尾久	東尾久4-1-13 1F	5855-7420	19	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 満6か月～	18:15～19:15	2	○
	40 ☆ 至 誠 会 第 二	東尾久5-34-6	3894-8848	160	生後43日～	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	30	○

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育
 ◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育	
東 尾 久	41 ▲ 熊 野 前	東尾久8-23-9	3800-7135	104	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	
	42 ☆ 宮前 花と緑の 保 育 園	東尾久8-45-24	3800-1360	140	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○	
西 尾 久	43 ☆ 大 空 と 大 地 の な さ り い 荒 川 西 尾 久	西尾久1-28-10	6240-8370	70	生後57日～	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	20	○	
	44 ☆ 小 台 こ こ わ	西尾久3-21-12 水島ビル2F	6807-9960	69	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○	
	45 ▲ 西 尾 久 み ど り	西尾久4-6-19	3894-0491	74	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	25	○	
	46 ☆ オ ラ ン ジ エ ナ ー サ リ ー (本 園)	西尾久4-27-1 ヴェルデ西尾久 1F	6458-2085	40	3歳児～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	5	○	
	47 ☆ (分 園)	西尾久6-30-16 エスパシオリヨム 1F	6807-7563	20	3か月 ～2歳児			3	○	
	※ オランジェナーサリー（分園）の土曜保育は、オランジェナーサリー（本園）で実施しています									
	48 ☆ 小 台 橋	西尾久6-9-7	6807-7311	154	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	25	○	
	49 ☆ 子 供 の 家 愛 育	西尾久7-26-4	3893-3373	102	8か月～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○	
	50 ★ 上 尾 久	西尾久8-10-12	3810-2421	100	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○	
	東 日 暮 里	51 ☆ な か よ し	東日暮里1-17-2	3807-2213	46	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
52 ▲ 第 二 東 日 暮 里		東日暮里1-17-21	3807-6483	116	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○	
※ 第二東日暮里保育園は、令和6年1月から令和7年3月まで大規模改修工事を実施しています。										
53 ◇ か ん か ん も り		東日暮里3-24-11	3806-7480	12	1歳児 ～2歳児	7:15～18:15	—	—	○	
※ かんかんもり保育園の土曜保育は、系列園のタやけこやけ保育園で実施しています。										
54 ☆ タムスわんぱく 保育園東日暮里		東日暮里3-9-10	6806-7670	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○	
55 ☆ タ や け こ や け		東日暮里3-11-19	3803-6071	148	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	20	○	
56 ◇ フ レ ン ズ		東日暮里3-11-26	3806-9733	15	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	—	—	○	
※ フレンズ保育園の土曜保育は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。										

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育
 ◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育 対象年齢	延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	土曜 保育
東 日 暮 里	57 ☆ ういず東日暮里	東日暮里4-11-6	6806-7165	70	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	35	○
	58 ☆ グローバルキッズ 東日暮里園	東日暮里5-16-3 リーデンスタワー 1・2F	5811-8633	80	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	59 ☆ ボボラー東京 東日暮里園	東日暮里6-1-1 アトラスプラズタ ワー三河島2F	5615-1040	63	生後57日～	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	15	○
	60 ☆ まなびの森 保育園三河島	東日暮里6-2-14 5F	6806-5166	60	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	10	○
	61 ☆ 聖華ひなた	東日暮里6-28-13	6806-6007	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○
西 日 暮 里	62 ☆ AIAI NURSERY 西日暮里一丁目	西日暮里1-1-1 2F	5615-2721	50	3か月～	7:15～18:15 満3か月～	18:15～19:15	15	○
	63 ◇ ハローフレンズ	西日暮里1-57-13	6806-7072	13	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	—	—	○
	※ ハローフレンズ保育園の土曜保育は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。								
	64 ☆ 日暮里	西日暮里2-2-7	5604-9367	150	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	25	○
	65 ☆ グローバルキッズ 日暮里駅前	西日暮里2-22-1 ステーションプラザ タワー3F	3805-0708	50	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
	66 ☆ 日暮里 きらきら	西日暮里2-30-4 1～4F	5615-5666	50	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	67 ☆ さくらさくみらい 西日暮里	西日暮里4-10-12	5842-1239	78	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	68 ☆ 上智聖ローザ	西日暮里6-7-1	3892-6001	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	69 ☆ まなびの森 保育園西日暮里	西日暮里6-21-2	5604-9797	60	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	10	○
	70 ▲ 西日暮里	西日暮里6-25-3	3893-3801	135	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○

8 入園申込みに必要な書類

追加で書類が必要なときは、個別にご案内します。

DL マークのあるものは荒川区ホームページからダウンロードできます。



(1) 全ての方に提出が必要な書類

①	保育所入所申込書 DL	申込みのお子さん2人まで、1枚に記入できます。	1世帯1枚
②	教育・保育給付認定申請書 DL	既に認定されている方で、認定期間内の申込みであれば不要です。認定証をお持ちの場合は、ご持参ください。 保育を必要とする事由に変更があった場合、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。	申込みのお子さんの人数分必要
③	申込児童の健康状況等について DL	申込みのお子さん2人まで1枚に記入できます。	1世帯1枚
④	重要事項確認書兼同意書 DL	確認事項は、内容を理解した上で正確に回答してください。	1世帯1枚
⑤	保育が必要な状況を証明する書類 DL	保護者1人につき最低1通必要です。 詳細は下記(3)を確認してください。	1世帯につき1セット必要

(2) 窓口で申込みをしない方は提出が必要な書類

⑥	申請書類チェックリスト DL		1世帯1枚
⑦	返信用封筒 ※電子申請の場合は不要	保護者の宛名を書いたもの。切手は貼らないでください。	1世帯1枚

(3) 保育が必要な状況を証明する書類

- ・各書類については、提出日の2か月以内に発行された書類を用意してください。再申込みをされる場合も、改めて提出が必要になります。
- ・保護者それぞれの状況にあわせて、ご用意ください。

※入園内定後、面談時に保育園から就労証明書の提出を求められることがあります。就労証明書は、提出前にコピーを取り、お手元に保管しておいてください。

保護者の状況	必要書類	備考
就労中	就労証明書 DL	就労先での証明が必要です。 ※就労時間が不規則な場合は、シフト表やスケジュール表等も併せて提出してください。
就労中（自営業）	・就労証明書 DL ・事業内容が確認できる書類（例）営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、申告書等の写し	事業主または三親等以内の親族が経営している会社にお勤めの方は自営業としての書類が必要です。
就労中（育児休業中）	・就労証明書 DL ・育児休業給付金支給決定通知書の写し（公務員の方は育児休業手当金支給決定通知書の写し）	就労先での証明が必要です。 育児休業給付金支給決定通知書は、直近のもの1部（P.22「添付書類（参考）」） ※申請中等で通知書が発行されていない場合は ・「雇用保険被保険者証」 ・「育児休業給付金支給申請書」 などの写しを提出し、通知書が発行され次第、速やかに写しを提出してください。

保護者の状況	必要書類	備考
就労内定	就労証明書 DL	内定先での証明が必要です。
求職中	求職活動状況申告書 DL	就労が決まり次第、就労証明書を提出してください。
就学・技能習得	在学証明書および時間割等	月 12 日、1 日 4 時間以上の通学、通所を要するもの。
出産を予定している	母子手帳の写し	表紙と分娩予定日の記載のあるページをコピーしてください。
保護者が病気、または精神疾患	荒川区指定の様式の診断書 DL	荒川区指定の様式に医師が記入したものをご用意ください。
保護者が心身障がい等	障害者手帳の写し	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は別途区指定の診断書をご提出ください。
保護者が介護をしている	・介護に関する申立書 DL ・被介護者の診断書等	介護に関する申立書は、荒川区指定の様式でご用意ください。
ひとり親の方	戸籍謄本の写しまたは児童扶養手当証書の写し	ひとり親であること及び子どもの親権について確認できる部分が必要です。

(4) 該当する方は提出が必要な書類

保護者・児童の状況	必要書類	備考
65 歳未満の同居している 祖父母がいるが、保育ができない	保育が必要な状況を証明する書類	住民票上は別世帯であっても、同じ住宅に居住している場合、必要です。 書類がなくても申込みはできますが、利用調整において、減算指数の対象になります。(P.25)
認可外保育施設（認証保育所、保育ママ、ベビーシッター等）・親族等に預けている	受託証明書 DL	受託先での証明が必要です。 (認可保育園、幼稚園に在籍中の場合は不要です。)
みなし育児休業としての利用調整を希望する方	産後休暇復帰誓約書 DL または 職場復帰誓約書 DL	P.8(3) 出産・育児に伴い休業している方で、育児休業を取得できず休職中の方
外国籍の方	在留カードの写し（両面）	同居している方全員分。就労要件（就労内定含む）での申込みの場合は、就労可能の記載が必要です。
転入予定の方	・転入誓約書 DL ・転入先の賃貸・売買契約書の写し	契約日は申込み締切日まで、引渡し日は入園希望月初日までになっている必要があります。

(5) 該当する方は提出が必要な書類（保育料の決定に必要な書類）

申込み月	必要な方	必要書類
令和 7 年 4 月 ～令和 7 年 8 月	令和 6 年 1 月 1 日現在 国外居住の方	令和 5 年 1 月～12 月までの所得を証明するもの (収入申告書 DL)
令和 7 年 9 月 ～令和 8 年 1 月	令和 7 年 1 月 1 日現在 国外居住の方	令和 6 年 1 月～12 月までの所得を証明するもの (収入申告書 DL)
令和 7 年 4 月 ～令和 8 年 1 月	生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

※荒川区で課税されていない方の住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により荒川区で確認します。ただし、情報連携にて確認ができない場合、課税（非課税）証明書等の提出を求めることがあります。

(6) 添付書類（参考）

①「育児休業給付金支給決定通知書」 育児休業中の申込みの方

育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）						
被保険者番号	氏 名		性別	生年月日	出生年月日	
1300-012345-6	ロウドウ タロウ		男	3-520409	4-240508	
休業開始年月日	支給期間初日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の 50 %	賃金月額の %	
240704	240704	250506	189,810	94,905		
支給資格確認年月日	240209	支払方法（金融機関・店舗コード及び口座番号）		0000111-8765432		
通知内容	先般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。					
	1. 給付金の種類期間 育児休業給付金					
	2. 次回支給対象 1 平成 24 年 7 月 4 日～平成 24 年 8 月 3 日					
	2 平成 24 年 8 月 4 日～平成 24 年 9 月 3 日					
	3. 次回支給申請期間 平成 24 年 9 月 4 日～平成 24 年 11 月 30 日					
4. 次回支給申請日 平成 24 年 9 月 11 日						
管 理 公 共 職 業 安 定 所 〒112-8577 文京区後楽 1-9-20 の 所 在 地 ・ 電 話 番 号 TEL 03-3812-8609 交付 平成 24 年 7 月 16 日						

板 田 橋 公 共 職 業 安 定 所 **見本** 2012. 4

※育児休業給付金申請中の方で、支給決定通知書が手元に届いていない場合、「雇用保険被保険者証」（写し）を暫定的にご提出いただき、支給決定通知書は、後日ご提出ください。

様式第7号

雇用保険被保険者証

被保険者番号

被保険者氏名

生年月日
(元号一年月日)

(2 次 3 期 4 年 5 期 6 年 7 期 8 期 9 期 10 期)

2010. 2

② 申告書（法人事業概況説明書） 自営業の方

法人事業概況説明書										FB 1 0 0 5	
別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人制申告書等に一部添付して提出してください。 なお、記載欄が不足する場合には、お手数ですが、漏れのないよう記載の上、添付願います。										整理番号	
法人名	屋号()	事業年度	自平成	年	至平成	年	月	日	税務署 処理欄		
納税地	〒	電話番号()	—		応答者氏名						
1 事業内容	2 支店・海外取引状況	(1) 総支店数				(3) 取引種類		☐ 輸入 ☐ 輸出 ☐ 無		取引金額(百万円)	
		上記のうち				輸入					
		海外支店数				輸出					
		支店数									
1 事業内容	2 支店・海外取引状況	(2) 海外子会社の数				(4) 有 無		☐ 有 ☐ 無			
		支店数				手数料		ロイヤルティ		☐ 役務の提供 ☐ 証券の売買	
		支店数				金融の貸付		不動産の売買		☐ その他	
		支店数									

OCR入力用（この用紙は機械で読み取る）

この用紙はとじこまないでください

9 荒川区保育利用調整基準

（１）申込みが多い時、内定者はどのように決まるの？

空き枠数を超えた申込みがあったときに、利用調整（審査）を行います。世帯指数の高い方を優先にして、入園の内定者を決定します。

（２）世帯指数ってなに？

保育の必要性を、世帯の状況から客観的に数値化したものです。例えば、保護者が就労している場合、就労の日数と時間で指数が決まります。就労以外でもそれぞれ指数があります。保護者の基準指数に調整指数を合算したものが世帯指数です。

（３）世帯指数の算定方法

保護者のそれぞれの基準指数と調整指数を合算します。

$$\text{保護者①基準指数} + \text{保護者②基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

基準指数…P.24 調整指数…P.25

- ①死亡・離別（離婚調停中も含む）・行方不明・拘禁等の理由でひとり親世帯の場合は、保護者の指数に指数 20 を加算したのち調整指数を加えて、その世帯の合計指数とします。

$$\text{保護者基準指数} + 20 + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

- ②保護者が保育に当たれない要件（類型）（P.24【表 1】参照）が 2 つ以上ある場合は、原則的に主たる要件を基準指数とします。
- ③基準指数類型の居宅外・居宅内労働は、就労実績をもとに基準指数の算定をします。
- ④1 か月以上の就労実績が確認できない場合は、就労内定の基準指数とします。
- ⑤申込後に状況が変わった方は、原則として各月の申込締切日時点（4 月 1 次は 12 月 10 日、4 月 2 次は 2 月 10 日となります。）を基準とし、指数を決定します。
- ⑥荒川区民でない場合、荒川区民（転入予定者を含む）の利用調整後 2 枠以上空きがある場合に利用調整の対象となります。
- ⑦離婚調停を行わず、単に別居中の場合は、保護者の指数をそれぞれ算出するため、就労証明書等、保育が必要な状況を証明する書類が必要です。
- ⑧離婚が成立していても、同居している場合は、保護者の指数をそれぞれ算出するため、就労証明書等、保育が必要な状況を証明する書類が必要です。

（４）世帯指数が同じだったときは、どのように判断するの？

同一園で入園希望者の世帯指数が並んだ場合、優先順位の高い方から入園を内定します。世帯指数、優先順位以外で利用調整をすることはありません。（P.26 参照）

(5) 基準指数 【表1】

類型	細目			実施期間	指数
居宅外労働	月 20 日以上	月 160 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態		雇用期間が終了する月の末日まで	20
		月 120 時間以上 160 時間未満（1 日 6 時間以上 8 時間未満）の就労を常態			18
		月 80 時間以上 120 時間未満（1 日 4 時間以上 6 時間未満）の就労を常態			16
	月 16 日以上	月 128 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態			18
		月 96 時間以上 128 時間未満（1 日 6 時間以上 8 時間未満）の就労を常態			16
		月 64 時間以上 96 時間未満（1 日 4 時間以上 6 時間未満）の就労を常態			14
	月 12 日以上	月 96 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態			16
		月 72 時間以上 96 時間未満（1 日 6 時間以上 8 時間未満）の就労を常態			14
		月 48 時間以上 72 時間未満（1 日 4 時間以上 6 時間未満）の就労を常態			12
居宅内労働	月 20 日以上	月 160 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態			20
		月 120 時間以上 160 時間未満（1 日 6 時間以上 8 時間未満）の就労を常態			18
		月 80 時間以上 120 時間未満（1 日 4 時間以上 6 時間未満）の就労を常態			16
	月 16 日以上	月 128 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態			18
		月 96 時間以上 128 時間未満（1 日 6 時間以上 8 時間未満）の就労を常態			16
		月 64 時間以上 96 時間未満（1 日 4 時間以上 6 時間未満）の就労を常態			14
	月 12 日以上	月 96 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態			16
		月 72 時間以上 96 時間未満（1 日 6 時間以上 8 時間未満）の就労を常態			14
		月 48 時間以上 72 時間未満（1 日 4 時間以上 6 時間未満）の就労を常態			12
	内職	月 20 日以上月 80 時間以上（1 日 4 時間以上）月収 5 万 5 千円以上の内職を常態			15
月 12 日以上月 48 時間以上（1 日 4 時間以上）月収 3 万 5 千円以上の内職を常態		11			
就労内定または求職中	月 20 日以上	月 160 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態とする内定		3 か月以内	15
		月 80 時間以上 160 時間未満（1 日 4 時間以上 8 時間未満）の就労を常態とする内定			13
	月 16 日以上	月 128 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態とする内定			13
		月 64 時間以上 120 時間未満（1 日 4 時間以上 8 時間未満）の就労を常態とする内定			11
	月 12 日以上	月 96 時間以上（1 日 8 時間以上）の就労を常態とする内定			11
		月 48 時間以上 96 時間未満（1 日 4 時間以上 8 時間未満）の就労を常態とする内定			9
	求職のため日中の外出を常態		8		
・ 就労時間には休憩時間を含む。					
・ 育児短時間就労を取得中または取得予定の場合でも、正規的就労時間を基に基準指数を算定する。					
就学・技能習得（※1）	・ 学校教育法に定める学校等、国・都・市町村設置の職業訓練施設等で就職又は事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合			必要としなくなった月の末日まで	16
	・ 就職または事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合				
	語学習得のための各種専門学校等に通学している場合				10
※1 就学・技能習得のため現に保育に当たることができない場合で、原則として昼間（保育園開園時間中）月 12 日以上、1 日 4 時間以上の通学・通所を要するものをいう。					
妊娠・出産	出産前後で休養を要するために保育が困難な場合			5 か月以内	12
疾病・心身障害等	疾病	入院		必要としなくなった月の末日まで	20
		在宅	寝たきり		20
			精神性疾患・感染性疾患		20
			一般療養		16
	心身障害等	身障手帳 1 級・2 級 愛の手帳 1 度・2 度・3 度			20
		身障手帳 3 級 愛の手帳 4 度			16
身障手帳 4 級		12			
介護	付添い介護	通院・通所等で週 3 日以上介護			16
	自宅療養	居宅内での寝たきり高齢者・重度心身障害者等の常時介護			20
		上記以外			14
災 害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に欠ける場合				20
両親不存在	死亡・行方不明・拘禁等				20

・基準指数の表に掲げるものの外、明らかに保育を必要と認められる場合は、該当案件ごとに基準指数を算定する。

(6) 調整指数

減算指数		
個人	就労先（仕事場）に申込児を同伴している場合（ただし、就労実績及びそれに伴う収入の証明がある場合を除く。）	- 1
個人	居宅内自営で協力的な仕事（※2）の場合（就労内定も含む）	- 1
世帯	同居またはそれに準ずる祖父母（65歳未満）が無職で申込児の補完的な保育を行うことができる場合	- 6
世帯	区外在住者（区内在勤）	- 4
世帯	区外在住者（区外在勤）	- 8
世帯	在園児または卒園児が正当な理由なく過去6か月分以上の保育料を滞納している場合	-20

加算指数		
個人	生活保護世帯で収入の拡大につながる就労等（※3）の場合	4
個人	ひとり親世帯（死亡・離婚・未婚・拘禁など）の場合	4
個人	月20日以上1日6時間以上の就労を常態とする就労内定のうち正社員（※4）として内定している場合	2
世帯	育児・介護休業法に基づく育児休業を2年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園する場合	4
世帯	入所の時点で育児・介護休業法に基づく育児休業またはそれに準ずる制度等を2年以上利用している場合（※5）	2
世帯	申込児以外のきょうだいが入園希望園に在園中（卒園予定児を除く）の場合	2
世帯	申込児が年齢上限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育を卒園する際の申込み（入園後も育児休業を継続する世帯を含む） (注)4月入所申込みのみ適用	4
世帯	児童福祉の観点から配慮を要する場合	4

・個人、世帯の区分について、個人は保護者のうち該当者を調整し、世帯は保護者全員の合計指数を調整します。

・表中の文言は次の定義によります。

※2…協力的な仕事とは、就労時間の拘束性や給与の支給水準などから仕事の実態を総合的に勘案し、仕事への専念度が中心者よりも低いと判断される場合をいう。

※3…就労等とは、居宅外労働、居宅内労働、就労内定・求職中、就学・技能習得の状態をいう。

※4…正社員とは、雇用期間の定めが無く、長期雇用を前提とした雇用契約を結ぶ場合をいう。

※5…起算日は加算対象児童の誕生日とし、申込締切日時点で育児休業中である場合は当該育児休業が入所月まで引き続くものとして算定する。

(7) 同一指数となった場合の優先順位 【表2】

順位	内 容
1	危険性・緊急性が高く特に配慮が必要な世帯
2	きょうだいが入園希望園に在園（卒園児除く）している
3	申込児が年齢上限のある認可保育園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員を卒園する際の申込み（入所後も育休を継続する世帯含む）
4	両親不存在
5	ひとり親世帯
6	生活保護世帯（基準指数の類型が居宅外労働、居宅内労働、就労内定・求職中、就学・技能習得の場合）
7	基準指数の類型が疾病・心身障害等、介護、災害で配慮が必要な世帯
8	区内の認可保育園（私立・公設民営）、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員で就労(内定含む)している、または産休(育休)復帰する
9	きょうだい同時申込み
10	申込児を有償で認証保育所、保育ママ、ベビーシッター、その他の認可外保育室、職場内託児所に預けて就労中
11	① 申込締切日までに就労開始または育休（産休）復帰している（転園を含む） ※以降、入所日まで就労を継続するものとする ②申込児を有償で認可外保育施設に預けて就労中だが、受託証明書の提出がない
12	①入所後1か月以内に育休復帰する ②産後休暇明けに職場復帰する
13	1～12のいずれにも該当しない場合（就労内定・求職・その他）
14	表3の項目1に該当する項目がある場合（優先順位8～13の世帯に適用）

※複数の項目に該当する場合は、一番高い順位の項目が適用されます。

(8) 【表2】の優先順位が並んだ場合、下記の順に決定します 【表3】

	内 容
1	下記のいずれにも該当しない方 ①同一年度内の入所内定で、内定辞退をしている ②就労証明書、給与明細書等で3か月の就労実績が確認できない ③就労時間と就労実績に整合性がない ④入所後、新しく生まれた子のために育児休業を取得する ただし、出産予定日が入所希望月からみて妊娠・出産要件の範囲内、かつ、入所時の誓約・同意内容（産後復帰・育休復帰等）を遵守している場合 ⑤育児休業給付金支給決定通知書の提出がない（申請中等で通知が発行されていない場合は「雇用保険被保険者証」、「育児休業給付金支給申請書」等の写しでも可） ⑥受託証明書と就労証明書の内容に整合性がない、また、受託先の確認が取れない ⑦所得証明書類の提出がない（区市町村民税未申告を含む） ⑧追加書類の提出期限を守っていない ⑨年齢上限のある認可保育園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育の卒園に伴う申請で、入所後1か月以内に育休復帰しない ⑩みなし育児休業に該当する →詳細はP.8(3)をご参照ください ①～⑩で該当項目がある場合 表2の優先順位が1～7の世帯…同じ順位で並んだ場合、該当する項目に応じて優先度が下がります。 表2の優先順位が8～13の世帯…表2の優先順位を14とした上で、当初の優先順位や該当する項目に応じて優先度が下がります
2	複数園希望（新規入園の申込みのみ）
3	保育料の階層（階層が低い方が優先となります）
4	区民歴が長い(保護者のうち、継続した区民歴が長い方を基準とします)
5	申込児に障がいがある（各種障がいに関わる手帳や福祉サービス受給者証等の提出が必要です）
6	その他家庭状況（保育料の滞納の有無など）

10 保育園に入園した後は



(1) 保育園に在園できる期間（保育の実施期間）

保育園に在園できる期間（保育の実施期間）は保護者の状況により異なります。（P.3「(4) 保育の必要性における認定事由別の必要量区分と認定期間があります」参照）

(2) 次の場合は退園となります



- ①保育の必要性の認定（P.2）に該当しなくなった場合
- ②家庭での保育が可能になった場合
- ③荒川区外へ転出した場合（引き続き荒川区の保育園に通う場合は P.49(1)オ 参照）
- ④妊娠・出産要件で入園した方は認定期間満了後（他の要件に変更することはできません）
- ⑤入園申込み中に育児休業を取得している方、またはみなし育児休業に該当する方が、入園後 1 か月以内に職場復帰できない場合（年齢上限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育の卒園に伴う申込みで入所した児童を除く）、また、申込み時に申告した就労時間・就労日数と異なる状況で復職した場合
- ⑥就労要件で入園した方で、入園後に自己都合で仕事を変えたり、就労日数や就労時間を減らした場合
- ⑦就労内定または求職要件で入園した方で、3 か月以内に入園時の入所決定指数と同条件の就労ができない（就労内定）、3 か月以内に月 12 日以上 1 日 4 時間以上の就労を開始できない場合（求職要件）
- ⑧入園申込書類（就労証明書等）の虚偽が確認された場合
- ⑨在園しているお子さんが 2 か月を超えて登園しない場合
- ⑩既にお子さんが在園している方で、下のお子さんを出産し、下のお子さんが満 2 歳になった年の年度末の翌月を超えて育児休業を取得する場合（育児休業を取得できずに、出産に伴い休職する方は下のお子さんが満 1 歳になった年の年度末の翌月を超えて休職する場合）

(3) 入園後に妊娠がわかった場合のお子さんの在園期間について

新たに生まれた下のお子さんの育児のために休業（自営業等）する場合、既に保育園に通っているお子さんについても、ご家庭での保育ができる状況となり、保育園での保育の必要はなくなります。このことから、原則として保育園は退園となりますが、特例として下のお子さんが 1 歳になった年度末の翌月までは、休業中でも保育園に通うことができます。

新たに生まれた下のお子さんの育児のために育児休業（会社員等）を取得する場合、下のお子さんが 2 歳になった年度末の翌月までは、育児休業中でも、保育園に通うことができます。

※下の子の入園を希望している場合、利用調整においては、休職前の職場に復職する場合に限り、出産から 1 年を経過するまでは、休職前の実績を元に審査します。（P.8「(3) 出産・育児に伴い休業している方、育児休業を取得できず休職中の方」）

(4) 入園後に転職する場合

- ①入園初年度に転職する場合
 - ・利用調整時と異なる就労条件で転職した場合、退園となります。
 - ・入園初年度の転職を検討している場合は、保育課入園相談係までご相談ください。
- ②入園翌年度以降に転職する場合
 - ・離職した日の翌月から求職要件での保育となります。
 - ・きょうだいで上の子が 1 年以上在園しており、下の子が新たに入園した場合には、新たに入園した子の「① 入園初年度に転職する場合」が適用されます。

（５）入園後に家庭の状況が変わったら

- ・入園後も家庭で保育できない状態が続いていることが必要です。
- ・次のような場合は必ず保育課入園相談係または通っている保育園まで届出をしてください。届出には「教育・保育給付認定変更申請書」やその内容に応じた書類が必要です。

変更事項	必要書類
区外へ転出するとき (引き続き荒川区の保育園に通う場合は P.49(1) オ 参照)	退園届（退園予定月の 25 日までに提出してください。）
区内で転居したとき	住所変更届
就労先や就労時間が変わったとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書 ※自営業を開始する際は、事業内容を確認できる書類（開業届や営業許可書など）も併せて提出してください。
育児休業を取得したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書
産後休暇または育児休業から職場復帰したとき	職場復帰証明書
妊娠・出産したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・母子手帳（分娩予定日が記入されているページの写し）
離婚したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・戸籍謄本（写し）
結婚したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・配偶者の就労証明書等

※保育の必要性の認定事由等に変更が生じる場合、上記に加えて現在お持ちの教育・保育給付認定証を添付してください。変更後の認定事由に応じて改めて教育・保育給付認定証を交付します。

※保育の必要性の認定変更を申請した場合、申請があった月の翌月（月の初日に申請した場合のみ申請月）から変更を適用します。

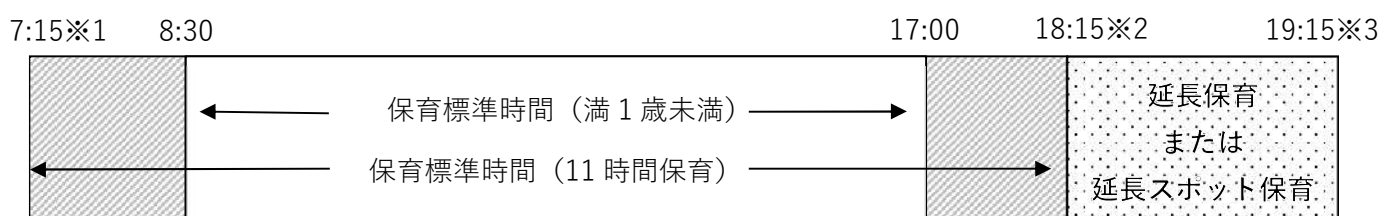
※ご家庭で保育ができない状況を確認するために、年 1 回「教育・保育給付認定現況届」と「就労証明書」等を提出していただきます。また、その他必要に応じて保育課入園相談係で調査をしますのでご協力ください。

1 1 保育時間

認定された時間＝保育時間ではありません。具体的な保育時間は、保護者の就労時間並びに通勤時間等の状況に応じて、入園する保育園と協議の上、決定します。

その際、保育時間の確認のため、就労証明書等を保育園に提出することが必要な場合がありますので、予めご了承ください。

(1) 標準時間認定の世帯



① 保育標準時間（11 時間保育）【対象年齢：満 1 歳以上】

7:00 ※1 ~ 18:00 ※2

$$7:15 \times 1 \sim 18:15 \times 2$$

7:30 ※1 ~ 18:30 ※2

・※1、※2、※3は、各園の開所時間によります。（P.16～19 認可保育園一覧「11 時間保育対象年齢」参照）

② 保育標準時間【対象年齢：満1歳未満】

8 : 30 ~ 17 : 00

・満1歳未満のお子さんの保育時間は、8：30～17：00の範囲内としていますが、園により11時間保育の開始月齢が異なります。（P.16～19 認可保育園一覧「11時間保育対象年齢」参照）

③ 延長保育

○満1歳以上のお子さんが対象です。

○利用時間は、実施園により異なります。（P. 16～19 認可保育園一覧「延長保育」参照）

○延長保育希望者が定員を超えた場合、利用できないことがあります。

○利用を希望する方は、延長保育申込書と就労証明書で事前に申請が必要です。

希望する月の前月 20 日までに保育園に提出してください。

○定員に空きがある場合でも、就労日数・時間等により利用が認められないことがあります。

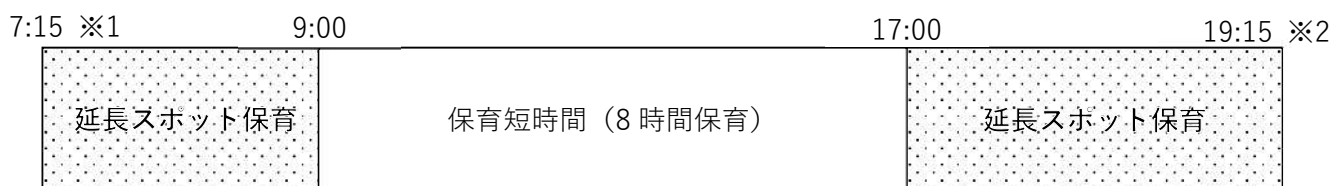
○転園の場合、転園先の保育園で改めて申込みが必要です。

○通常の保育料の他に延長保育料がかかります。(P.36 参照)

○区立・公設民営保育園の延長保育料は、保育料に合算して請求します。

○私立保育園・認定こども園の延長保育料は、直接保育園へお問い合わせください

(2) 短時間認定の世帯



※1、※2 は、各園の開所時間によります。（P. 16～19 認可保育園一覧「11 時間保育対象年齢」参照）

① 保育短時間（8時間保育）

9：00～17：00

求職、疾病要件の方、また育児休業中の方はこの保育時間となります。

就労要件の方でも、就労時間や通勤時間により、短時間認定となります。

（3）延長スポット保育

保護者の就労等に伴う臨時的な延長保育を実施しています。定員は延長保育の空枠又は11時間保育の空枠分を利用します。

※かんかんもり保育園、フレンズ保育園、ハローフレンズ保育園では、18:15までの実施です。

【区立保育園・公設民営保育園】

- ① 対象年齢 満1歳以上
- ② 利用時間 月～金曜日までの開園時間
- ③ 利用できる日数 一世帯当たり月8回（8日）まで
- ④ 利用料金 階層区分に関係なく、下記の利用料金が発生します。
（園児一人当たり） 30分毎に 400円
- ⑤ 支払い方法 保育園から納入通知書を渡しますので、金融機関の窓口でお支払いください。

※支払いを確認できない場合、次回の利用ができません。

※公設民営保育園に関しては各園の指定する方法でお支払いください。

【私立保育園】

各園にご確認ください。

（4）土曜日保育

土曜日保育が利用できるのは、原則として保護者全員が土曜日に就労の場合のみです。

臨時的に土曜日保育を希望するときは、土曜日保育専用就労証明書（保護者全員分）の提出が必要です。

土曜日保育専用就労証明書は各園にあります。

※おはな保育室では実施していません。

※オレンジナーサリー（分園）は、オレンジナーサリー（本園）で実施しています。

※かんかんもり保育園は、系列園の夕やけこやけ保育園で実施しています。

※フレンズ保育園、ハローフレンズ保育園は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。

1 2 保育料

保護者の皆様に負担していただく保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部です。保育園の運営には、保育教材費や給食費、人件費など多額の費用（一人当たり月額16万円程度）が必要です。今後もお子様の健康と安全を守り、より良い保育を行っていくために、保育料の期限内のお支払いについてご協力をお願いします。



（１）保育料の決定方法

- ・保護者全員の住民税のうち、区市町村民税所得割額の合計に基づき階層区分が決まり、階層区分別に保育料を決定します。

$$\begin{aligned} & \text{保護者①区市町村民税所得割額} + \text{保護者②区市町村民税所得割額} \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{世帯の区市町村民税の所得割額 (A)} \\ & \text{(A) が属する階層区分が、世帯の階層区分です (P.36・37 保育料表)} \end{aligned}$$

- ・住宅借入金等特別控除、ふるさと納税等の寄付金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は適用されません。
- ・令和6年度分の個人住民税で実施される定額減税については、適用されます。
- ・クラス年齢や保育の必要量区分（標準時間認定・短時間認定）で、保育料が異なります。
- ・3～5歳児クラスの保育料については、「幼児教育・保育の無償化」により無料となります。
- ・延長保育及び延長スポット保育の利用料は「幼児教育・保育の無償化」の対象外です。

（２）保育料算定基礎となる区市町村民税対象年度

保育料は算定基礎となる区市町村民税の対象年度は表のとおりです。

令和7年度保育料	算定基礎となる区市町村民税の年度
令和7年4月～令和7年8月	令和6年度分の区市町村民税額
令和7年9月～令和8年3月	令和7年度分の区市町村民税額

※年度途中で申告内容を修正するなど、区市町村民税額が変更になった場合は、保育料が変更になる可能性があるため、保育課入園相談係まで問い合わせてください。

① 祖父母等親族と同居の世帯の方

保護者全員が区市町村民税非課税の場合、同居している祖父母等がいれば、祖父母等のうち区市町村民税が高い方の税額で保育料を決定します。

② 過去1～2年の間に荒川区に転入された方

荒川区で課税されていない方の住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により荒川区で確認します。ただし、情報連携にて確認ができない場合、課税（非課税）証明書等の提出を求めることがあります。

③ 海外就労の期間がある方

保護者が海外就労等で区市町村民税の課税対象外である場合は、海外での収入に応じて保育料を決定します。収入申告書を保育課入園相談係へご提出ください。

（３）多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯への保育料軽減制度について

世帯内のお子さん（※１）が２人以上いる世帯や、ひとり親世帯、障がいをお持ちの方のいる世帯（※２）で、以下の条件に該当する場合は、保育料が軽減されます。

① 多子世帯に対する保育料軽減制度

世帯内のお子さん（※１）が２人以上いる世帯

【軽減内容】世帯内第２子以降は無料となります。

※１ 世帯内のお子さんとは、保護者と生計を一にするお子さんを指し、年齢、住民登録の有無は問いません。「保護者と生計を一にする」別居の子がいる場合や状況変更があった場合は、保育課入園相談係に別途届出が必要となりますので、お問い合わせください。

② ひとり親世帯・障がい者世帯等に対する保育料軽減制度

区市町村民税所得割額合計が 77,101 円未満であり、なおかつひとり親世帯または障がいをお持ちの方のいる世帯（※２）

【軽減内容】世帯内第１子は半額、第２子以降は無料となります。

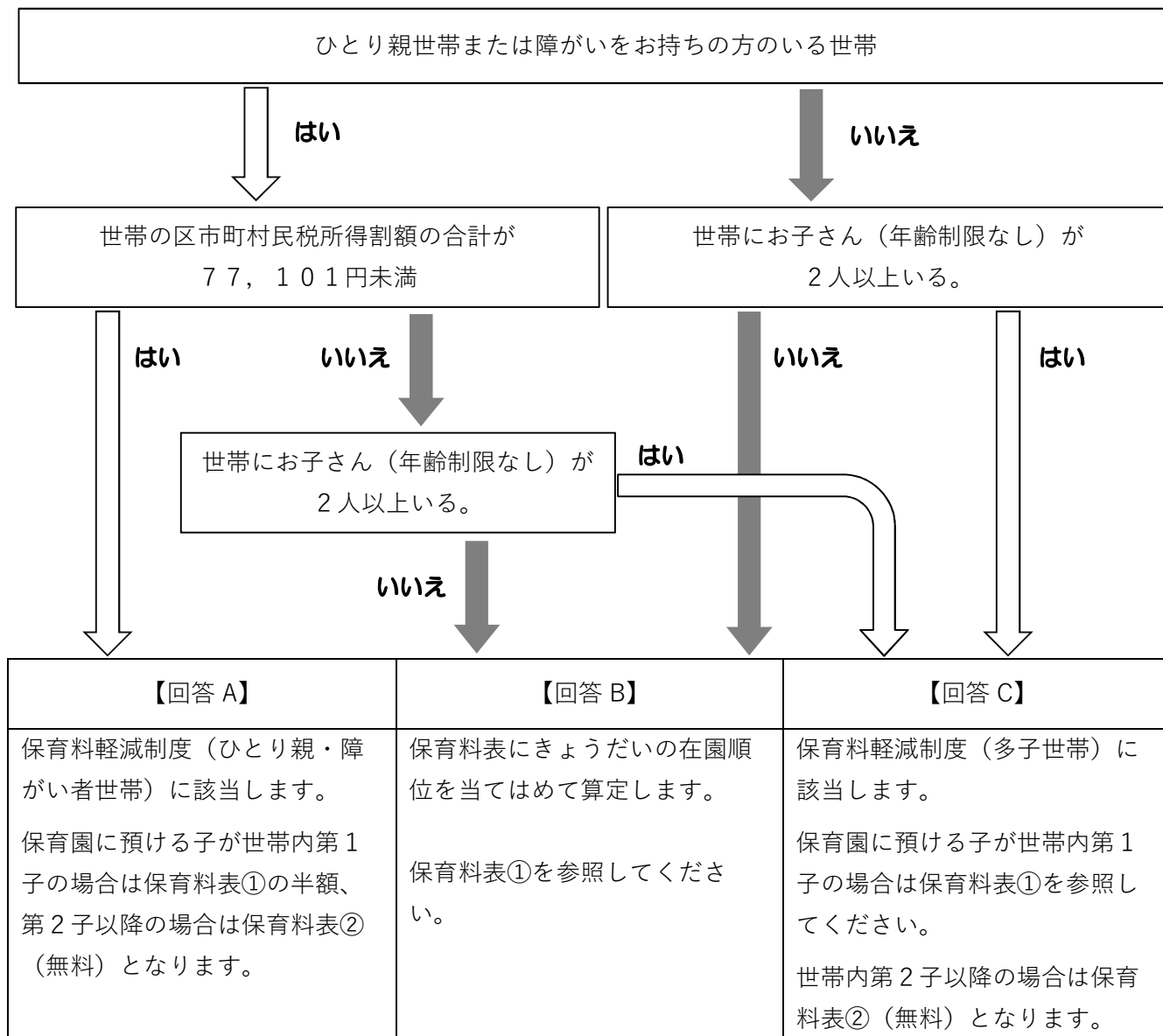
※２ 「障がいをお持ちの方がいる世帯」とは、住民票上同一世帯にいる世帯員が、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、または特別児童扶養手当の支給対象児童が障害基礎年金等の受給者であって、施設に入所または入院していない方がいる世帯をいいます。

該当するかどうかは、保育園入所申込書や年度継続時の現況届などの状況をもとに判断します。新たに障害者手帳を取得された方や、特別児童扶養手当を受給された方、障害基礎年金等を受給された方が同一世帯内にいる場合は、ご連絡ください。

(4) 保育料算定手順

- ① (1) 保育料の決定方法を元に、世帯の階層区分を確認してください。
- ② 下記チャート図で該当の回答 A～C を確認してください。
- ③ P.36・37 の表において、該当のクラス年齢で、②で結果が出たきょうだい番号 (①～②) 列で、「①」で出た世帯の階層区分に値する額が、児童一人あたりの月額保育料となります。

チャート図



※保護者全員が区市町村民税非課税の場合、同居している祖父母等がいれば、祖父母等のうち区市町村民税が高い方の税額で保育料を決定します。

(5) 保育料の納付

保育料は1か月単位でかかります。月途中で退園しても、1か月分の保育料がかかります。

保育料の算定方法は全園共通ですが、納付先が異なります。

	保育料納付先	延長保育料納付先	延長スポット保育料納付先
区立保育園	荒川区		荒川区（納付書のみ対応）
区立こども園	荒川区		荒川区（納付書のみ対応）
公設民営保育園	荒川区		保育園
私立保育園	荒川区	保育園	保育園
認定こども園	保育園	保育園	保育園
小規模保育事業	保育園	保育園	保育園
家庭的保育事業	保育園	保育園	保育園

① 区立保育園・区立こども園・公設民営保育園・私立保育園

- ・保育料は口座振替または納付書にて納付してください。
- ・口座振替をご希望の方は、WEB またはアプリで口座登録ができます。ご希望の金融機関が WEB またはアプリでの口座登録に対応していない場合は、「荒川区保育園保育料口座振替（自動払込）依頼書」を記入し、ご利用の金融機関で手続きをしてください。依頼書は区役所保育課、保育園にあります。既に上の子が在園しており、同じ口座で振替希望の場合も再度手続きが必要になります。
- ・金融機関での手続き後、口座振替が開始されるまで、約2か月かかります。口座振替が開始されるまでは、納付書を送付しますので、お手元に届く限りは納付書でお支払いください。（二重払いとなることはありません。）
- ・口座振替をご利用の方は、口座引落日の前日までに入金をしてください。
- ・納付書でお支払いの場合、金融機関の窓口でお支払いください。コンビニ収納は対応していません。
- ・保育料の納期限は月末です（月末が休日の場合は翌営業日となります）。
- ・正当な理由なく保育料を滞納した場合、地方税法の滞納処分の例（給与等の差押）により対処することがあります。また、長期間、保育料を滞納した場合、保育園を退園していただくことがあります。
- ・区立保育園・区立こども園・公設民営保育園の延長保育料は保育料と合わせて請求します。
- ・延長スポット保育料については、P.30「(3)延長スポット保育」を参照してください。



スマホでかんたん口座登録（荒川区 HP）

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a031/kenkouhoken/kokuho/web_koza.html

② 認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

- ・保育園に直接、保育料をお支払いいただきます。
- ・支払方法等は保育園に直接確認してください。

（６）保育料の減額について

次のような場合に保育料が減額されることがあります。該当すると思われる方は、入園相談係にご相談ください（同時期に２つ以上の減額を受けることはできません）。

① 減額理由

（ア）その年に、失業（自己都合退職を除く）したとき、または収入が著しく減ったとき。

収入が減った理由が育児休業取得による場合は、減免の対象になりません。

（イ）その年に、出産などにより扶養家族が増えたとき。

（ウ）その年に、病気や災害などで特別に費用がかかったとき。

（エ） その他区長が特に調査の上、必要と認めたとき。

② 減額期間 理由により異なり、原則として年度内。（ア）の場合は３か月間。

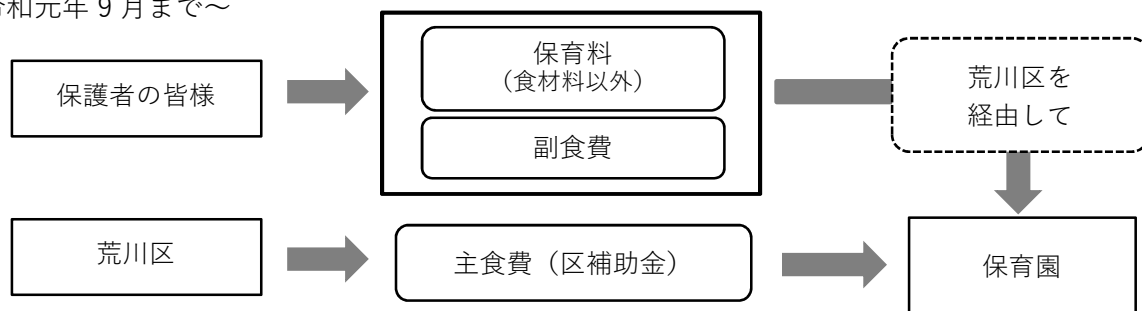
③ 適用開始日 届出日の翌月（ただし、届出日が月の初日の場合はその月）から適用。

（７）３～５歳児クラスの給食費について

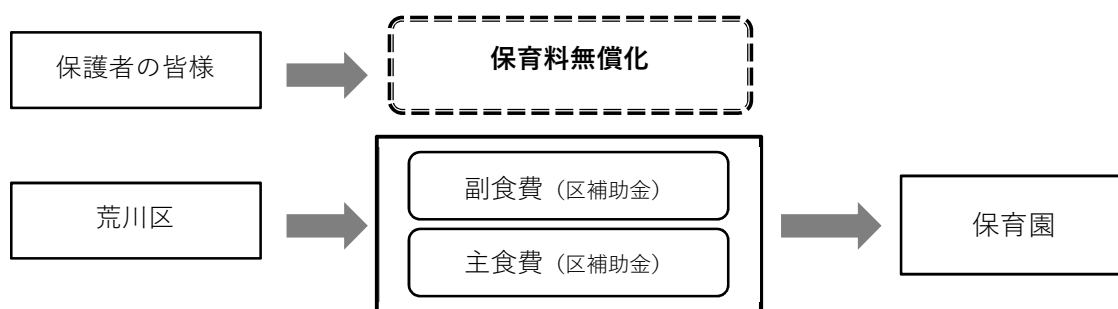
幼児教育・保育の無償化に伴い、国の方針により、給食費は実費徴収することとされています。しかし、荒川区においては、３～５歳児クラスの給食費については、区独自の公費負担により、徴収しません。０～２歳児クラスの給食費については、これまでどおり保育料に含めた形で徴収します。

【参考】

～令和元年９月まで～



～令和元年１０月以降（無償化後）～



（８）保育料の停止について

① お子さんが、病気やけがで月の初日から１か月以上、２か月以内で保育園を休む場合（１か月の内、１日も登園しないとき）は、事前に欠席届と診断書等を提出していただければ、保育を停止することができます。その場合保育料を支払う必要はありません。保育の停止期間中は保育園に登園することはできません。

※ 里帰り出産など保護者都合による欠席は、該当しません。

② ２か月を超えて休む場合は、原則、退園になります。

(9) 保育料及び延長保育料 【保育標準時間】 (月額)

令和5年10月から適用

【単位：円／月額】

所得等の状況		階層 区分	保育料			延長保育料					
			0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	0～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4・5歳児 クラス			
きょうだい順位（番号）		第1子 ①	第2子以降 ②								
生活保護		A	0	0	0	0	0	0			
住民税非課税		B	0	0	0	0	0	0			
住民税均等割額		C	1,900	0	0	600	600	600			
区市町村 民税所得割額 合計額	1 ～ 4,999	D 1	2,400	0	0				900	900	900
	5,000 ～ 22,699	D 2	3,100	0	0						
	22,700 ～ 50,399	D 3	6,700	0	0						
	50,400 ～ 58,799	D 4	8,300	0	0						
	58,800 ～ 66,599	D 5	9,400	0	0						
	66,600 ～ 84,599	D 6	15,400	0	0	1,500	1,300	1,300			
	84,600 ～ 102,599	D 7	19,100	0	0	1,900					
	102,600 ～ 120,599	D 8	21,500	0	0	2,100					
	120,600 ～ 138,599	D 9	23,600	0	0	2,300	1,500	1,500			
	138,600 ～ 156,599	D 1 0	25,500	0	0	2,500	1,700	1,600			
	156,600 ～ 174,599	D 1 1	27,500	0	0	2,700	1,800	1,800			
	174,600 ～ 192,599	D 1 2	29,200	0	0	2,900	1,900				
	192,600 ～ 210,599	D 1 3	31,000	0	0	3,100	2,000				
	210,600 ～ 228,599	D 1 4	32,500	0	0	3,200	2,100				
	228,600 ～ 246,599	D 1 5	34,200	0	0	3,400	2,200				
	246,600 ～ 255,599	D 1 6	35,700	0	0	3,500					
	255,600 ～ 264,599	D 1 7	37,200	0	0	3,700					
	264,600 ～ 273,599	D 1 8	38,500	0	0	3,800					
	273,600 ～ 282,599	D 1 9	40,000	0	0	4,000					
	282,600 ～ 327,599	D 2 0	43,400	0	0	4,300					
	327,600 ～ 372,599	D 2 1	48,900	0	0	4,800					
	372,600 ～ 417,599	D 2 2	53,700	0	0	5,300					
	417,600 ～ 478,399	D 2 3	57,500	0	0	5,700					
	478,400 ～ 539,199	D 2 4	61,300	0	0	6,100	2,400	1,900			
	539,200 ～ 599,999	D 2 5	65,100	0	0	6,500	2,500	2,000			
	600,000 ～	D 2 6	68,900	0	0	6,800	2,700	2,100			

※クラス年齢については、その年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用します。

※延長保育料については、区立及び公設民営保育園のものです。私立保育園の延長保育料については、それぞれの延長保育実施園で定めています。なお、延長保育料に関しては、保育料の減額等に関わらず所定の延長保育料がかかります。

(10) 保育料 【保育短時間】 (月額)

令和5年10月から適用

【単位：円／月額】

所得等の状況			階層 区分	保育料		
				0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
きょうだい順位 (番号)				第1子 ①	第2子以降 ②	
生活保護			A	0	0	0
住民税非課税			B	0	0	0
住民税均等割額			C	1,800	0	0
区市町村 民 税 所 得 割 額 合 計 額	1 ～	4,999	D 1	2,300	0	0
	5,000 ～	22,699	D 2	3,000	0	0
	22,700 ～	50,399	D 3	6,500	0	0
	50,400 ～	58,799	D 4	8,100	0	0
	58,800 ～	66,599	D 5	9,200	0	0
	66,600 ～	84,599	D 6	15,100	0	0
	84,600 ～	102,599	D 7	18,700	0	0
	102,600 ～	120,599	D 8	21,100	0	0
	120,600 ～	138,599	D 9	23,100	0	0
	138,600 ～	156,599	D 1 0	25,000	0	0
	156,600 ～	174,599	D 1 1	27,000	0	0
	174,600 ～	192,599	D 1 2	28,700	0	0
	192,600 ～	210,599	D 1 3	30,400	0	0
	210,600 ～	228,599	D 1 4	31,900	0	0
	228,600 ～	246,599	D 1 5	33,600	0	0
	246,600 ～	255,599	D 1 6	35,000	0	0
	255,600 ～	264,599	D 1 7	36,500	0	0
	264,600 ～	273,599	D 1 8	37,800	0	0
	273,600 ～	282,599	D 1 9	39,300	0	0
	282,600 ～	327,599	D 2 0	42,600	0	0
	327,600 ～	372,599	D 2 1	48,000	0	0
	372,600 ～	417,599	D 2 2	52,700	0	0
	417,600 ～	478,399	D 2 3	56,500	0	0
	478,400 ～	539,199	D 2 4	60,300	0	0
	539,200 ～	599,999	D 2 5	64,100	0	0
	600,000 ～		D 2 6	67,900	0	0

※クラス年齢については、その年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用します。

※保育短時間延長保育料については、延長スポット対応となります。常時延長が必要な場合は保育必要量の変更手続きが必要となります。

1 3 東京都認証保育所

○認証保育所は、東京都が定める一定の設置基準を満たした、東京都の認証を受けた施設です。

○認証保育所には、以下の二つの種類があります。

A型 … 主に駅前に設置されている保育所

B型 … 小規模で家庭的な保育所で、0～2歳児までの児童が対象です。

○保育の要件（一般保育）

- ・原則として都内在住
- ・月に120時間以上の保育を必要とすること（A型のみ）

○認証保育所の空き状況等は直接施設へお問い合わせください。

また、区のHPでも毎月お知らせしています。

○要件を満たしている世帯には補助金が出ます。詳細はお問い合わせください。

東京都認証保育所 A型(1園)※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

地図	施設名	定員	所在地 ・ 最寄駅	保育年齢	保育時間
(ア)	花さと保育園 H17年4月1日設置 Animo Plus(株) 5850-5838	30	東日暮里5-42-10 日暮里アインスタワー203 (JR線 京成線、 日暮里・舎人ライナー 日暮里駅徒歩5分)	3か月～就学前	月～土 7:00～20:00

東京都認証保育所 B型(5園) ※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

地図	施設名	定員	所在地 ・ 最寄駅	受入年齢	保育時間
(イ)	かがや保育園 H14年4月1日設置 一般社団法人 北翔会 3806-0623	18	荒川1-17-3 (都電荒川線荒川区役所前駅 徒歩2分)	43日目～2歳児	月～土 8:30～17:30 延長保育 7:00～8:30 17:30～20:30 ※土曜は応相談

問合せ 保育課保育管理係
電話03-3802-3111 内線3822・3845

※内容は令和6年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料			給食費	時間外	一時保育
花さと保育園	¥30,000		週4日(10~13H)	週5日(8~13H)	週6日(7~13H)	保育料に含む	0歳： ¥500/1時間 1~2歳： ¥450/1時間 3歳～： ¥400/1時間	登録料 ¥5,000 ¥1,100/1時間 (但し2時間より) 食事代 ¥400 おやつ代¥200
		0歳	¥55,000~71,800	¥55,000~90,000	¥57,800~108,200			
		1歳	¥54,000~70,800	¥54,000~89,000	¥56,800~107,200			
		2歳	¥53,000~69,800	¥53,000~88,000	¥55,800~106,200			
		3歳～	¥52,000~68,800	¥52,000~87,000	¥54,800~105,200			

※内容は令和6年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料			給食費	時間外	一時保育
かがや保育園	¥35,000		週5日		週6日	保育料に含む	月額¥2,500 ※15分毎 臨時 ¥15 ※1分毎	¥6,500/1日 ¥1,000/1時間 ※他に食事代
		0歳	¥50,000~¥58,000		¥59,000~¥64,000			
		1歳	¥49,000~¥56,000		¥58,000~¥62,000			
		2歳	¥45,000~¥52,000		¥54,000~¥58,000			
		短時間保育 1日4時間	週3日¥24,000	週4日¥28,000	週5日¥32,000			

東京都認証保育所 B型(5園) ※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

(ウ)	キッズステーション のびのび保育室 H14年4月1日設置 (株) 祐育舎 5814-4871	18	西日暮里4-13-7 グリーンハイツⅡ1階 (JR山手線、京浜東北線、 東京メトロ千代田線 西日暮里駅 徒歩5分)	57日目～2歳児	月～土 8:30～17:30 延長保育 7:00～8:30 17:30～20:30 ※土曜は応相談
(エ)	カナリヤ保育園 H15年4月1日設置 一般社団法人 カナリヤ保育園 3809-2534	19	町屋8-2-11 (東京メトロ千代田線町屋駅、 京成線町屋駅 徒歩8分)	43日目～2歳児	月～土 8:30～17:00 延長保育(月～金) 7:00～8:30 17:00～20:00 ※土曜は応相談
(オ)	キッズガーデン保育園 H15年7月1日設置 (有)キッズガーデン 5850-1551	19	東日暮里3-9-21 日暮里コミュニティ1階 (JR三河島駅 徒歩7分、 JR日暮里駅 徒歩12分)	43日目～2歳児	月～土 8:30～16:30 8:30～17:00 延長保育 7:30～8:30 17:00～20:30 ※土曜は応相談
(カ)	あっぷる園 H18年9月1日設置 (株)リトルキッズ 5692-5577	19	西尾久1-31-14 ハynesストミヤジマ1F (都電荒川線小台駅 徒歩5分、 JR田端駅 徒歩15分)	3か月～2歳児	月～土 7:00～20:00

問合せ 保育課保育管理係
電話03-3802-3111 内線3822・3845

※内容は令和6年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

キッズステーション のびのび保育室	¥50,000		週5日				週6日				保育料に 含む	月額 30分毎 17:30～18:30 ¥5,000	登録料 ¥5,000 ¥7,000/1日 ¥1,200/1時間 他に食事代	
		0歳	¥56,000～¥60,000				¥61,000～¥71,000					18:30～20:30 ¥6,000		
		1歳	¥54,000～¥58,000				¥60,000～¥73,000					臨時に利用する 場合は ¥300/30分		
		2歳	¥54,000～¥58,000				¥60,000～¥73,000							
カナリヤ保育園	¥50,000	0歳	週5日 ¥58,000								保育料に 含む	※30分毎 月額¥3,000～ (時間帯で異なる)	登録料 ¥5,000 ¥8,000/1日 ¥1,000/1時間 他に食事代	
		1歳												
		2歳												
キッズガーデン 保育園	¥35,000			週5日				週6日				保育料に 含む	月額 ¥5,000 ※30分毎 臨時に利用する 場合は¥250/ 15分	登録料 ¥5,000 ¥1,000/1時間 他に食事代等
		0歳	ミルク＋離乳食	¥66,000 (8:30～16:30) ¥69,000 (8:30～17:00)				¥72,000 (8:30～16:30) ¥75,000 (8:30～17:00)						
		1歳 2歳	幼児食	¥60,000 (8:30～16:30) ¥63,000 (8:30～17:00)				¥66,000 (8:30～16:30) ¥69,000 (8:30～17:00)						
あつぷる園	¥50,000		6時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	保育料に 含む	契約時の申し込 み時間を越えた 場合 ¥350/30分	登録料 ¥5,000 ¥1,200/1時間 食事代 ¥400 おやつ代¥200 離乳期おやつ代 ¥400 補食代¥100		
		週5日	¥48,000	¥56,000	¥60,000	¥64,000	¥70,000	¥76,000	¥82,000					
		週6日		¥65,000	¥69,000	¥73,000	¥79,000	¥85,000	¥91,000					
		短時間保育 1日4時間	週3日¥24,000			週4日¥28,000		週5日¥32,000						

1 4 家庭福祉員（保育ママ）

保護者の就労や病気などのため、お子さんの保育を必要とするとき、区が認定した家庭福祉員が、保護者の委託を受けて保育する制度です。少人数保育の特長を生かして、家庭的な環境の中で、お子さんを保育します。



（１）対象者

生後３か月から３歳未満（４月１日現在）の区内在住の健康なお子さん

（２）申込み

母子手帳を持参の上、お子さんを連れて保育課保育管理係で申し込んでください。

（３）保育日・保育時間等

① 保育日 月～金曜日（土曜日の保育は原則として行いません。）

※日曜・国民の祝日に関する法律で定めた休日・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）及び家庭福祉員の年次休暇（年間２０日間）・夏季休暇（５日間）・弔事休暇を除く。

② 保育時間 ８時３０分～１６時３０分 または ９時～１７時までの８時間

※８時間以上の時間外を希望される場合は家庭福祉員との相談によります。
時間外料金は、３０分につき２００円となります。

③ 昼食 ミルク・離乳食・お弁当・おやつは原則持参となります。

※保育ママが給食提供する場合 １歳児以上 月７,０００円（おやつ代含む）
食物アレルギーなどアレルギー症状のあるお子さんについては給食提供できません。

（４）令和６年９月１日現在の家庭福祉員（保育ママ）の人数

地区	南千住	荒川	東尾久	東日暮里	西日暮里
人数	１名	３名	２名	５名	２名

家庭福祉員（保育ママ）一覧や空き状況等については区のＨＰに掲載しています。

（５）保育料（月額）

① ０歳児 ２５,０００円＋教材費５００円

② １～３歳未満児 ２０,０００円＋教材費５００円

- ・年度当初の４月１日現在の年齢が基準となります。
- ・第２子以降の児童については、条件を満たしている場合、保育料が減額されます。
- ・条件を満たしている世帯には補助金が出ます。詳細はお問い合わせ下さい。

（６）保育の契約

内定後、保護者はお子さんを連れて家庭福祉員の保育室を訪問し、保育条件、保育内容等について話し合ってください。家庭福祉員との話し合いが整った時点で、保護者と家庭福祉員との間で契約を結んでください（この契約は、両者の守るべき事柄の約束事項です。）

※預ける意思がなくなった場合や、連絡先など記載事項に変更があった場合は連絡をお願いします。

※変更等の連絡がない、または連絡が取れない場合は、預ける意思がないものとして取り扱います。

問合せ 保育課保育管理係 電話 03-3802-3111 内線 3822

15 病児・病後児保育事業



保育園等に在籍するお子さんが、病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気回復期のため保育園等にはまだ登園できないときに、一時的にお子さんをお預かりします。

（１）実施施設

施設名	対象	定員	所在地	電話番号
上智厚生館保育園 「コスモス室」	病児・病後児	4人	町屋4-13-7	3892-4518（直通） 3892-4511（内線318）
南千住駅前保育所おひさま保育園 「ひまわりぐみ」	病後児	4人	南千住4-3-2	5615-3088
至誠会第二保育園 「桂の木保育室」	病後児	4人	東尾久5-34-6	3894-8848

（２）対象者 次の①と②の両方を満たす場合に限りです。

- ① 区内在住で、幼稚園、保育園（認証保育所・家庭福祉員・定期利用保育・認可外保育園を含む）、こども園等に通う満1歳以上のお子さん
- ② 病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気の回復期にあるお子さん
※他のお子さんに感染させるおそれがある場合は利用できません。

（３）利用に当たって

- ① 利用時間と利用日数
 - ・月曜日～土曜日（国民の祝日に関する法律で定めた休日・年末年始を除く）の、9時から17時まで
 - ・原則として、1回につき連続して7日間を限度とします。
- ② 利用料金（利用当日、実施施設に直接お支払いください。）
1日につき保育料2,000円、他に給食費（昼食・おやつ・ミルク等）300円
※生活保護世帯及び区市町村民税非課税世帯は、保育料は無料です。
※幼児教育・保育無償化の対象事業であり、次の（ア）、（イ）の両方の要件を満たすお子さんが対象です。
（ア）認可保育園に在園していない。
（イ）3～5歳児：保育の必要性の認定を受けている。

（４）利用の流れ（各様式は区ホームページからダウンロードできます。）

- ① 登録申請書を提出（事前登録制です） ※1歳未満のお子さんであっても登録のみ可能です
登録申請書に必要事項を記入し、お子さんが通っている保育園（区内の認可保育園、認証保育所、家庭的保育室に限る）または荒川区役所保育課に提出してください。
- ② 利用予約
利用の前日までに、実施施設に直接電話で予約をしてください。
- ③ 医師の診断
かかりつけ医師の診断を受け、医師連絡票に記入してもらいます。
- ④ 利用当日
利用する保育園へ、以下の持ち物を準備して、利用するお子さんといっしょにお越しください。
※利用当日の持ち物
利用申込書、医師連絡票、健康保険証のコピー、乳幼児医療証またはひとり親医療証のコピー、母子健康手帳等（その他の利用当日にお持ちいただくタオルや着替え等については、利用の保育園からご案内します。）
※その他…保育中にお子さんの体調が変化したときは、施設の嘱託医師と相談の上、対応します。

問合せ 保育課保育管理係 電話 03-3802-3111 内線 3822

16 荒川区の保育サービス

(1) 預かり教育（保育）について

私立幼稚園及び一部の区立幼稚園において、保護者の就労、疾病、介護等により保育が必要な方を対象に、最長で18時までお子さんをお預かりする預かり教育（保育）を実施しています。

実施園に在園しているお子さんが対象です。

申込み方法や預かり時間等については、各園で異なるので、詳しくは、下記に問合わせてください。

問合せ ① 私立幼稚園について：各幼稚園に直接お問い合わせ下さい。

② 区立幼稚園について：学務課学事第一係 電話 03-3802-3111 内線 3332

(2) 荒川区ファミリー・サポート・センター

残業で保育園のお迎えに間に合わない・冠婚葬祭・家族の介護・社会活動に参加される時、一時的にお子さんをお預かりします。

会員登録が必要です。

① 利用できる年齢：生後6か月～小学校6年生

② 利用できる時間：7時～20時

③ 利用料金：1時間720円～840円

（きょうだいと一緒に預ける場合、2人目以降の利用料金は半額です）

問合せ 荒川区社会福祉協議会 荒川区ファミリー・サポート・センター

電話 03-3891-7938 住所 南千住1-13-20

※保育料無償化の対象事業です。詳細はお問い合わせ下さい。

問合せ：保育課保育管理係 電話 03-3802-3111 内線 3822

(3) 地域子育て交流サロン

おおむね3歳未満のお子さんと保護者同士の交流と遊びの場としてご利用ください。

詳細は、各認可保育園へ問合わせてください。（P.16～19参照）

南千住地区 ○南千住駅前保育所おひさま保育園

○南千住七丁目保育園

○汐入こども園

○にじの森保育園

荒川地区 ○ドン・ボスコ保育園

東尾久地区 ○熊野前保育園

西尾久地区 ○小台橋保育園

西日暮里地 ○日暮里保育園

※認可保育園の他にも、子育て交流サロンを実施しているところがあります。「あらかわきっずニュース」（荒川区ホームページに掲載）で紹介しています。

(4) 認可保育園の在宅育児支援

認可保育園全園で地域の乳幼児及びその保護者を対象に次のような子育て支援事業を行っています。日程・時間等は各保育園に直接お問い合わせください。（P.16～19参照）

① 子育て相談

子育てに関わる悩みや不安について、保育園の職員（園長・看護師・栄養士等）が相談をお受けします。身長・体重測定も行っていますのでお気軽にご相談ください。

② 園庭開放

保育園では、在宅のお子さんと保護者に園庭を開放しています。

③ 地域交流保育

保育園では、地域の乳幼児が安心して遊び、その親同士の交流もできるよう、月1回から4回程度定期的に園の行事やさまざまな交流活動に参加できる場を設けています。

※地域の子育て事業については、『あらかわきっずニュース』（荒川区ホームページに掲載）のほか、『あらかわすくすく子育てアプリ』で紹介しています。

17 月齢早見表（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

生年月日は、令和7年4月入園を基準としています。

0歳児クラスについて、5月以降は入園希望月1日に保育年齢に到達していれば、申込みが可能です。

保育年齢	生年月日		対象保育園	
5歳児	2019年	H31年4月2日～R2年4月1日	次の園を除く全園	
4歳児	2020年	R2年4月2日～R3年4月1日	6 太陽の子わかば 8 家庭的保育室スノードロップ 16 おはな保育室 39 MIRATZ 東尾久	53 かんかんもり 56 フレンズ 63 ハローフレンズ 65 グローバルキッズ日暮里駅前
3歳児	2021年	R3年4月2日～R4年4月1日		
2歳児	2022年	R4年4月2日～R5年4月1日		
1歳児	2023年	R5年4月2日～R6年4月1日	全園	
0歳児	2024年	満8か月～ (R6年4月2日～R6年8月1日)	48 子供の家愛育	
		満6か月～ (R6年4月2日～R6年10月1日)	19 ドン・ボスコ ※4月1日時点で満6か月を迎えている場合に限る。 20 三河島	22 荒川 34 原 52 第二東日暮里 70 西日暮里
		満3か月 (R6年4月2日～R7年1月1日)	31 ワタナベ学園分園 36 AIAI NURSERY 新三河島	47 オランジェナーサリー（分園） 62 AIAI NURSERY 西日暮里一丁目
		生後57日～ (R6年4月2日～R7年2月3日)	●南千住 1 第二南千住 2 南千住駅前保育所おひさま 3 コンビプラザ南千住 4 南千住さくら 5 ういず南千住駅前 6 太陽の子わかば 7 南千住 8 家庭的保育室スノードロップ 9 南千住七丁目 11 汐入とちのき 12 にじの樹 13 はなみずき 14 汐入こども園 15 にじの森 ●荒川 16 おはな保育室 17 キッズあおぞら 18 仁風 24 まなびの森町屋 26 荒川さつき ●町屋 27 町屋 28 グローバルキッズ町屋 29 ういず町屋 33 上智厚生館分園 35 尾久隣保館	●東尾久 38 ピノキオ幼児舎東尾久 39 MIRATZ 東尾久 41 熊野前 42 宮前 花と緑の保育園 ●西尾久 43 大空と大地のなーさりい 荒川西尾久 44 小台ここわ 48 小台橋 50 上尾久 ●東日暮里 51 なかよし 54 タムスわんぱく保育園東日暮里 55 タヤけこやけ 56 フレンズ 57 ういず東日暮里 58 グローバルキッズ東日暮里園 59 ポポラー東京東日暮里園 60 まなびの森三河島 61 聖華ひなた ●西日暮里 63 ハローフレンズ 64 日暮里 65 グローバルキッズ日暮里駅前 66 日暮里きらきら 67 さくらさくみらい西日暮里 68 上智聖ローザ 69 まなびの森西日暮里
		生後43日～ (R6年4月2日～R7年2月17日)	40 至誠会第二	

1 8 荒川区外から荒川区の認可保育園への入園申込みについて

(1) 荒川区へ転入予定がある方の申込み

ア 申込み～入園までの流れ

- ① 荒川区へ直接申込み（仮申込み） ※お住まいの自治体を經由する必要はありません。
- ② 利用調整
- ③ 内定
- ④ 面接・健診
- ⑤ 転入手続
- ⑥ 荒川区で申込み（本申込み）
- ⑦ 入園決定
- ⑧ 入園

イ 申込み手続について

① 申込みの区分

荒川区に転入予定がある方で住民票を移す前に申込みができるのは次の条件を満たす方です。満たさない方は荒川区に住民票を移した後に申込みをしてください。

（ア）入園する月の初日までに荒川区内に住民票を移すことができる。

（イ）申込み時に荒川区へ住所を移すことが証明できる書類のコピーを提出できる。

② 具体的な手続内容

（ア）直接荒川区にお申込みください。

※お住まいの自治体によっては、お住まいの自治体経由で申込むようご案内される場合がありますが、荒川区では自治体経由を不要としておりますので、荒川区へ直接お申し込みください。

（イ）申込みは荒川区の定めた様式等により行います。

（ウ）内定した場合

入園する月の初日までに転入手続きをし、荒川区役所 2 階保育課入園相談係の窓口で本申込みを行ってください。なお、入園前に、内定した保育園と日程調整のうえ、指定する日時に面接と健康診断を受ける必要があります。

※本申込みの受付窓口は荒川区役所 2 階保育課入園相談係の窓口のみです。区民事務所等では受付できませんのでご注意ください。

（エ）不承諾の場合

不承諾の場合でも、転入後、荒川区役所 2 階保育課入園相談係の窓口で本申込みが必要となります。なお、荒川区では入園申込みの有効期間を 6 か月としており、その間は引き続き利用調整の対象となります。

※本申込みの受付窓口は荒川区役所 2 階保育課入園相談係の窓口のみです。区民事務所等では受付できませんのでご注意ください。

③ 荒川区の認可保育園に申込みをしたが不承諾になった、または、荒川区の認可保育園に申込みをせず以前お住まいの自治体の認可保育園に継続して通う場合

荒川区に転入後も、荒川区民として以前にお住まいの自治体の認可保育園に継続して通う場合、荒川区において改めて申込みが必要となります。

※受付窓口は荒川区役所 2 階保育課入園相談係の窓口のみです。区民事務所等では受付できませんのでご注意ください。

※以前お住まいの自治体から転出後の継続在園の可否、在園できる期間および条件等は自治体により異なります。必ず事前にお住まいの自治体にご確認ください。

ウ 申込みに必要な書類（詳細は P.20～22）※記入していただく住所は、現住所でご記入ください。

- ① 保育所入所申込書
- ② 教育・保育給付認定申請書
- ③ 重要事項確認書兼同意書
- ④ 申込み児童の健康状況等について
- ⑤ 保育が必要な状況を証明する書類（就労証明書等、父母それぞれ必要です）
- ⑥ 転入誓約書
- ⑦ 荒川区へ住所を移すことが証明できる書類の写し
 - ・賃貸・売買契約書等が該当します。
 - ・申込み締切日までの契約締結が必要です。
 - ・入居日・引き渡し日は入園する月の初日までになっている必要があります。
 - ・親戚の家・実家等に入居する場合は不要です。
- ⑧ 住民税納税通知書または住民税課税（非課税）証明書のコピー

申込み月	必要な方	必要書類
令和 7 年 4 月～ 令和 7 年 8 月	令和 6 年 1 月 1 日現在の住民登録 が荒川区でない方	令和 6 年度住民税納税通知書または 令和 6 年度住民税課税（非課税）証明書
令和 7 年 9 月～ 令和 8 年 1 月	令和 7 年 1 月 1 日現在の住民登録 が荒川区でない方	令和 7 年度住民税納税通知書または 令和 7 年度住民税課税（非課税）証明書

※上記以外にも該当する方は別途書類が必要になる場合があるので必ず P20～22「入園申込に必要な書類」をご確認ください。

（２）荒川区へ転入予定がない方の申込み

ア 申込み～入園までの流れ

- ① お住まいの自治体に申込み書類を提出 ※必要書類・様式は荒川区のもの
- ② お住まいの自治体から荒川区へ申込書類到達
- ③ 利用調整
- ④ 内定
- ⑤ 面接・健診
- ⑥ 入園決定
- ⑦ 入園

イ 申込み手続について

① 申込みの区分

(ア) 4～5歳クラスの申込み

(イ) 0～3歳クラスの申込みは、保護者どちらかが荒川区にて現に在勤中の場合

② 具体的な手続内容

(ア) お住まいの自治体に申込み書類をご提出ください。

※荒川区の締切日の10日前を目安にご提出ください。

※申込み書類が期日までに荒川区へ到達した場合でも、書類の不備が見つかった場合等により、希望の月からの入園が難しい場合があります。

(イ) 申込みは荒川区の定めた様式等により行います。

(ウ) 内定した場合

入園前に、内定した保育園と日程調整のうえ、指定する日時に面接と健康診断を受ける必要があります。

(エ) 不承諾の場合

荒川区では入園申込みの有効期間を6か月としており、その間は引き続き利用調整の対象となります。

③ 利用調整の方法

クラス年齢に関わらず、荒川区民と荒川区に転入予定の方の利用調整が終わった後、空枠が2枠以上ある場合のみ、利用調整の対象になります。

(3) 注意事項

ア 現在お住まいの自治体で上の子のみ認可保育園に預けており、下の子の育児休業中で、荒川区へ転入後も育児休業の継続を希望する場合は、利用調整において両親ともに「求職中」と同等の指数として取り扱います。

※認可保育園のみが該当します。認可外保育施設は該当しません。

※継続して認可保育園に在籍していることが必要です。すでに退園されている場合は該当しません。

イ 希望する園に空き枠がある場合に入園できます。空き枠は荒川区ホームページにて確認できます。(空き枠は入所希望月の前月1日～申込締切日まで公開しています。これ以外の時期は荒川区保育課入園相談係にお問合せください。)

(4) 申込み児童の健康状況に気になることがある/現在特別支援の対応をしている場合

ア 荒川区では、集団生活の中で特別な配慮が必要なお子さんについて、お子さんの健全な成長及び発達を促すことを目的に、特別支援児保育の制度があります。

イ 発達に心配があるお子さん・すでに障害等の診断をされているお子さん・在園中の保育園で疾病等の状況によりクラス担任以外の補助的な大人がついている場合は、荒川区での特別支援児保育の実施のため、(ウ)のとおり保育コンシェルジュによる事前面談を必ず行ってください。

ウ 面談は、入園申し込みの前に、電話等で保育コンシェルジュへの相談予約をお取りいただき、お子さんを同伴の上、荒川区役所2階保育課入園相談係の窓口までお越しください。その際、お子さんの様子を聞きとるだけでなく、直接関わらせていただく場合がありますので、お子さんの同伴を必ずお願いいたします。

19 荒川区から荒川区外の認可保育園への入園申込みについて

(1) 荒川区外へ転出予定がある方の申込み

ア 申込み先

転出先自治体の保育担当課

※詳細については転出先自治体へお問い合わせください。

※転出先自治体によっては、荒川区経由で申込むようご案内される場合がありますが、荒川区では転出予定のある方には転出先への直接申込みをお願いしておりますので、その旨をお伝えください。

イ 申込み期限

申込み期限は自治体や申込む利用希望月などによって異なります。詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

ウ 申込み書類

必要書類や様式は自治体によって異なります。必ず事前に転出先自治体にお問い合わせください。

エ 転出後の手続き

- ① 荒川区から転出後速やかに転出先自治体への転入の届出と転出先自治体の住民としての改めての申込みが必要です。転出先自治体で手続きを行わないと内定が取消しとなる場合があります。詳細については転出先自治体にお問い合わせください。
- ② 荒川区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に通うことが決まった方は、速やかに「保育実施解除申請書（退園届）」をご提出ください。

オ 荒川区外の認可保育園に転出予定で申込みをしたが不承諾になった、または、荒川区外の認可保育園に申込みをせず転出後も荒川区の認可保育園に継続して通う場合

- ① 転出した場合は、転出月の月末で退園となります。
- ② 転出後も、転出先自治体の住民として荒川区の認可保育園に継続して通う場合、転出先自治体において改めて申込みが必要となります。必ず転出月の月末までに転出先自治体からお申し込みください。なお、在園できる期間や条件などは以下のとおりです。
 - (ア) 令和7年度に3～5歳クラスに在園中の児童は卒園するまで。
 - (イ) 令和7年度に0～2歳クラスに在園中の児童は、同年度3月31日まで。
 - (ウ) 令和7年度に0～2歳クラスに在園中であっても、保護者どちらかが荒川区に現に在勤中の方は卒園まで。在勤中でなくなった場合はその年度内のみ。

(2) 荒川区外へ転出予定がない方の申込み

ア 申込み～入園までの流れ

- ① 荒川区に申込み書類を提出 ※必要書類・様式は申込み自治体のもの
- ② 荒川区から申込み自治体へ申込み書類到達
- ③ 申込み自治体にて利用調整
- ④ 以降の流れは申込み自治体によって異なります。

イ 申込み手続について

① 申込みの区分

申込み自治体にお尋ねください。

② 申込み書類や書類の様式

申込み自治体にお尋ねください。

③ 具体的な手続内容

荒川区に申込み書類をご提出ください。

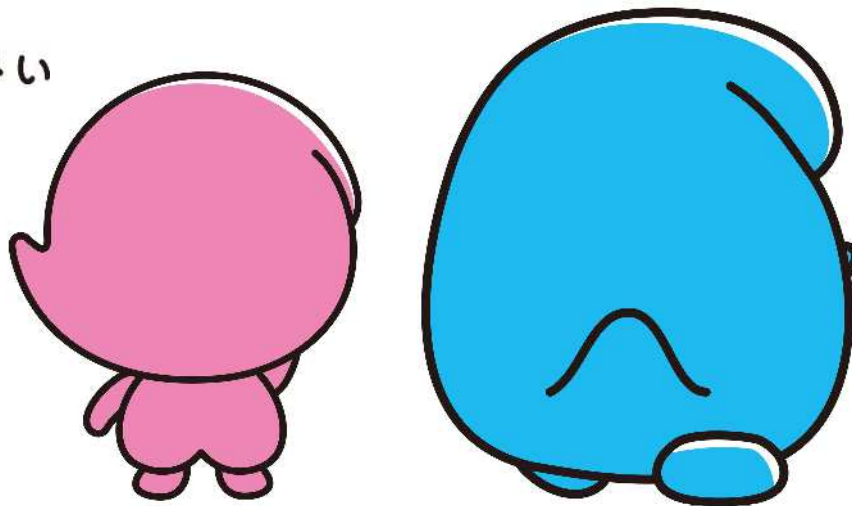
※申込み自治体の締切日の１０日前を目安にご提出ください。

④ 利用調整の方法

申込み自治体にお尋ねください。

あら坊

あらみい



郵送申込みの宛名としてご活用ください。

〒116-8501

荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区子ども家庭部保育課

入園相談係（ 月申込み）宛て